

○平塚市まちづくり条例施行規則

平成20年6月30日

規則第55号

改正 平成21年2月6日規則第2号

平成22年12月28日規則第53号

平成24年3月30日規則第12号

平成24年7月25日規則第50号

平成27年3月27日規則第15号

平成31年3月15日規則第16号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 まちづくりの手続等（第7条～第24条）

第3章 開発事業の手続等（第25条～第44条）

第4章 公共施設及び公益施設の整備基準（第45条～第52条の3）

第5章 公共施設及び公益施設以外の整備基準（第53条～第59条）

第6章 開発事業の基準等（第60条～第63条）

第7章 開発建築物等の維持（第63条の2）

第8章 雜則（第64条～第70条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（規則で定める市民）

第3条 条例第2条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

（1） 市内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは貸借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者

- (2) 前号に規定する土地、建築物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は当該土地若しくは建築物に関する買戻しの特約の登記の登記名義人
- (3) 市のまちづくりに関して活動を行う者で市内に活動の拠点を有するもの
(規則で定める開発事業)

第4条 条例第2条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 葬祭場（専ら葬儀を行う施設で神社、寺院、教会等を除く。）の建築又は用途の変更
- (2) 墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定による墓地、納骨堂及び火葬場をいう。）の新設又は変更（墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設若しくは当該施設の敷地の拡張に限る。）
- (3) ペット霊園（犬、猫その他の人間に飼養されていた動物の死骸を火葬する焼却炉の設備を有する施設又は当該死骸を埋葬し、若しくは焼骨を納骨するための設備を有する施設及びこれらの設備を併せ有する施設で、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）の新設又は変更
- (4) 廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設をいう。）の建築又は用途の変更
- (5) 市街化調整区域で、かつ、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発事業（土地の区画形質の変更を伴うものに限る。）で次のアからエまでのいずれかに該当するものの新設又は増設
 - ア スポーツ又はレクリエーション施設（運動場、野球場、キャンプ場等スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設をいう。）
 - イ 資材置場（建築資材その他工事等で用いる原材料の保管の用に供する土地をいう。）
 - ウ 駐車場（道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による自動車、原動機付自転車及び自転車の保管の用に供する土地をいう。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして、別に定めるもの（近隣住民の範囲）

第5条 条例第2条第1項第6号の規則で定める距離以内の区域は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 中高層建築物（地階を除く階数が3以上又は高さが10メートルを超える建築物をいう。以下この条、次条及び第59条において同じ。）を建築する目的で行う開発事業（建築物の増築又は改築を目的として行うものを除く。）開発区域の道路境界線若しくは隣地境界線から15メートル以内の区域又は建築物の外壁から当該建築物の高さの2倍以内の区域で、かつ、当該建築物により冬至日の真太陽時における午前9時から午後3時までの間に日影を生じる範囲にある区域
- (2) 中高層建築物を建築する目的で行う開発事業（建築物の増築又は改築を目的として行うものに限る。）当該増築若しくは改築を行う建築物の外壁から15メートル以内の区域又は当該増築若しくは改築を行う建築物の外壁から当該建築物の高さの2倍以内の区域で、かつ、当該建築物により冬至日の真太陽時における午前9時から午後3時までの間に日影を生じる範囲にある区域（当該増築又は改築による影響がないと市長が認める区域を除く。）
- (3) 葬祭場の建築若しくは用途の変更又はペット霊園の新設若しくは区域の変更を目的として行う開発事業　開発区域の道路境界線又は隣地境界線から100メートル以内の区域
- (4) 前3号に掲げる目的以外で行う開発事業　次のア又はイのいずれかに該当する距離以内の区域
- ア　建築物の増築又は改築の目的以外の目的で行う開発事業にあっては、開発区域の道路境界線又は隣地境界線から10メートル以内の区域
- イ　建築物の増築又は改築の目的で行う開発事業にあっては、当該増築又は改築を行う建築物の外壁から10メートル以内の区域
- （周辺住民の範囲）

第6条 条例第2条第1項第7号の規則で定める距離以内の区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 中高層建築物を建築する目的で行う開発事業（建築物の増築又は改築を目的として行うものを除く。）次のアからオまでのいずれかに該当する距離以内の区域
- ア　開発区域の面積が1,000平方メートル未満の場合にあっては、開発区域の道路境界線又は隣地境界線から30メートル以内の区域

- イ 開発区域の面積が 1, 000 平方メートル以上の場合にあっては、開発区域の道路境界線又は隣地境界線から 50 メートル以内の区域
- ウ 建築物の外壁から当該建築物の高さの 2 倍以内の区域
- エ 建築物により冬至日の真太陽時における午前 9 時から午後 3 時までの間に日影を生じる範囲にある区域
- オ 開発事業に伴う工事車両の進入、退出その他の理由により生活環境等に著しい影響があると市長が認めた区域

(2) 中高層建築物を建築する目的で行う開発事業（建築物の増築又は改築を目的として行うものに限る。）次のアからウまでのいずれかに該当する距離以内の区域

- ア 当該増築又は改築を行う建築物の外壁から当該建築物の高さの 2 倍以内の区域
- イ 当該増築又は改築を行う建築物により冬至日の真太陽時における午前 9 時から午後 3 時までの間に日影を生じる範囲にある区域（当該増築又は改築による影響がないと市長が認める区域を除く。）

- ウ 開発事業に伴う工事車両の進入、退出その他の理由により生活環境等に著しい影響があると市長が認めた区域

(3) 前 2 号に掲げる目的以外で行う開発事業 次のア又はイのいずれかに該当する距離以内の区域

- ア 建築物の増築又は改築の目的以外の目的で行う開発事業にあっては、開発区域の道路境界線又は隣地境界線から 20 メートル以内の区域
- イ 建築物の増築又は改築の目的で行う開発事業にあっては、当該増築又は改築を行う建築物の外壁から 20 メートル以内の区域

第 2 章 まちづくりの手続等

(利害関係を有する者)

第 7 条 条例第 9 条の規則で定める利害関係を有する者は、地区まちづくりを行おうとする一定の区域内の土地について建築物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者とする。

（地区まちづくり準備会の結成方法）

第 8 条 条例第 10 条第 2 項の規定により地区まちづくり準備会を結成しようとする者は、

地区まちづくり準備会結成届出書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 団体の活動計画書
- (2) 団体の計画又は実践活動の対象地区を示す図面
- (3) 団体の構成員名簿

(地区まちづくり協議会の認定申請)

第9条 条例第10条第3項に規定する申請は、地区まちづくり協議会認定申請書（第2号様式）により行わなければならない。

2 条例第10条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 団体の活動計画書
- (2) 団体の計画又は実践活動の対象地区を示す図面
- (3) 団体の構成員名簿
- (4) その他認定に当たり市長が必要と認める図書

(地区まちづくり協議会の変更の届出)

第9条の2 条例第10条第4項の規定による届出は、地区まちづくり協議会変更届出書（第2号様式の2）により行わなければならない。

(地区まちづくり協議会の認定を受けることができる団体)

第10条 条例第10条第5項の規則で定める団体は、自治会、商店会又は工業会のうち別に定める要件を満たすものとする。

2 条例第10条第5項に規定する地区まちづくり協議会の認定の申出は、地区まちづくり協議会認定申請書を市長に提出することにより行うものとする。

(認定等通知)

第11条 条例第10条第7項の規定による認定等の通知は、地区まちづくり協議会認定等決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(地区まちづくり協議会の活動成果報告)

第12条 条例第10条第8項の規定による規則で定める活動成果の報告は、市の会計年度ごとの報告とし、原則として毎年5月31日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、地区まちづくり協議会活動成果報告書（第4号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(1) 協議会の活動成果がわかる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

(地区まちづくり協議会認定の取消通知)

第13条 条例第10条第12項の規定による取消通知は、地区まちづくり協議会認定取消決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(地区まちづくり協議会の解散の届出)

第13条の2 条例第10条第13項の規定による届出は、地区まちづくり協議会解散届出書（第5号様式の2）により行わなければならない。

(地区まちづくり計画で定める事項)

第14条 条例第11条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる事項のうち市長が必要と認めるものとする。

(1) 地区まちづくり計画の区域に関する事項

(2) 地区まちづくり計画の目標

(3) 区域内における土地利用に関する事項

(4) 区域内の公共施設の整備及び管理に関する事項

(5) 区域内で行われる建築物等の整備に関する事項

(6) 区域内における景観及び緑化に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、地区まちづくり計画を策定するに当たり必要な事項及び実践のための活動に関する事項

(地区まちづくり計画の申請)

第15条 条例第11条第5項の規定による地区まちづくり計画の申請は、地区まちづくり計画認定申請書（第6号様式）に同項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(1) 地区まちづくり計画（計画書、総括図及び計画図）

(2) 地区まちづくり計画の申請区域内に存する全ての土地の登記事項証明書及び公図の写し

(3) 条例第11条第2項の規定による手続を実施した経過を記した図書

(4) その他市長が必要と認める図書

第16条 削除

(地区まちづくり計画の認定等の通知)

第17条 条例第11条第8項の規定により市長が地区まちづくり計画の認定等を行ったときの通知は、地区まちづくり計画認定等決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(地区まちづくり計画の変更の届出)

第17条の2 条例第11条第9項の規定による届出は、地区まちづくり計画に係る変更届出書（第7号様式の2）により行わなければならない。

2 条例第11条第9項の規則で定める軽微な変更は、代表者、住居表示の実施に伴う住所その他市長が軽微と認める事項の変更とする。

(地区まちづくり計画の廃止の届出)

第17条の3 条例第11条第10項の規定による届出は、地区まちづくり計画廃止届出書（第7号様式の3）により行わなければならない。

(都市計画提案に係る事前届出)

第18条 条例第16条第1項の規定による届出は、都市計画提案事前届出書（第8号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 都市計画の素案（計画書、総括図及び計画図）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2に規定する計画提案を行うことができる者であることを証する書類
- (3) 都市計画提案区域内に存する全ての土地を含む公図の写し
- (4) 都市計画の決定又は変更を提案する理由を記した書面
- (5) まちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書
- (6) 周辺環境等への影響に関する検討書
- (7) その他都市計画の提案に当たり市長が必要と認める図書

(都市計画の提案に係る事前届出に関する助言通知)

第18条の2 条例第16条第3項の規定による助言は、都市計画提案の事前届出に関する助言書（第8号様式の2）により通知するものとする。

(都市計画提案書の提出方法)

第19条 条例第17条第1項の規定による提出は、都市計画提案書（第9号様式）に次に掲げる図書（条例第10条第1項の規定による認定を受けた地区まちづくり協議会が

都市計画提案書を提出する場合にあっては、第3号に掲げる図書を除く。) を添えて行わなければならない。

- (1) 都市計画の素案(計画書、総括図及び計画図)
- (2) 法第21条の2に規定する計画提案を行うことができる者であることを証する書類
- (3) 都市計画提案区域内に存する全ての土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 都市計画の決定又は変更を提案する理由を記した書類
- (5) まちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書
- (6) 周辺環境等への影響に関する検討書
- (7) 都市計画提案区域内の法第21条の2第1項に規定する土地所有者等(以下の条及び第21条において「土地所有者等」という。)に対する説明経過等を記した書類
- (8) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- (9) その他都市計画の提案に当たり市長が必要と認める図書

(都市計画提案に係る見解通知)

第20条 条例第17条第9項に規定する見解は、都市計画提案に関する見解通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(地区計画等の原案の申出方法等)

第21条 条例第18条第1項の規定による地区計画等の原案の申出は、地区計画等の原案申出書(第11号様式)に次に掲げる図書(条例第10条第1項の規定による認定を受けた地区まちづくり協議会が地区計画等の原案の申出を行う場合にあっては、第3号に掲げる図書を除く。)を添えて行わなければならない。

- (1) 地区計画等の原案(計画書、総括図及び計画図)
- (2) 条例第18条の規定による申出を行うことができる者であることを証する書類
- (3) 地区計画等の原案の申出に係る土地の区域内に存する全ての土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 地区計画等の原案を申し出る理由を記した書面
- (5) 地区計画等の原案の申出に係る区域内の土地所有者等に対する説明経過等を記した書面

- (6) 地区計画等の原案に係る区域内の土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- (7) その他地区計画等の原案の申出に当たり市長が必要と認める図書
(地区計画等の原案の申出に係る見解通知)

第21条の2 条例第18条第3項の規定による通知は、地区計画等の原案の申出に関する見解通知書（第11号様式の2）により行うものとする。

(地区計画等の原案の申出に係る事前届出方法)

第22条 条例第19条第1項の規定による地区計画等の原案の申出に係る事前届出は、地区計画等の原案事前届出書（第12号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 地区計画等の原案（計画書、総括図及び計画図）
- (2) 条例第18条第1項の規定による申出を行うことができる者であることを証する書類
- (3) 地区計画等の原案に係る土地の区域内に存する全ての土地を含む公図の写し
- (4) 地区計画等の原案を申し出る理由を記した書面

(地区計画等の原案の申出に係る事前届出に関する助言通知)

第22条の2 条例第19条第3項の規定による助言は、地区計画等の原案の申出に係る事前届出に関する助言書（第12号様式の2）により通知するものとする。

(地区計画等の案の作成等に係る見解書)

第23条 条例第20条第4項及び条例第21条の4第3項に規定する見解書は、地区計画等の原案に係る意見書に対する見解書（第13号様式）により作成するものとする。
(都市計画の決定又は変更に係る見解書)

第24条 条例第23条第2項に規定する意見書に対する見解書は、都市計画決定等に係る意見書に対する見解書（第14号様式）により作成するものとする。

第3章 開発事業の手続等

(大規模土地取引行為の届出方法)

第25条 条例第24条第1項の規定による大規模土地取引行為の届出は、大規模土地取引行為届出書（第15号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 近隣の土地を含む対象地の公図の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(規則で定める開発事業)

第26条 条例第25条第1項第1号才の規則で定める第1種開発事業は、第4条第1号から第4号までに掲げる開発事業とする。

2 条例第25条第1項第3号才の規則で定める第3種開発事業は、第4条第5号に掲げる開発事業とする。

(開発事業の一連性の判断基準等)

第27条 市長は、条例第26条第2項の規定による開発事業の一連性の判断について、次の各号のいずれかに該当するときは、先行する開発事業（以下「先行開発事業」という。）とその区域以外の部分で行う開発事業（以下「後行開発事業」という。）とは一連性がないものと判断して取り扱うものとする。

(1) 後行開発事業で、第32条の規定による開発事業事前協議書を提出する日（当該後行開発事業が条例第25条に規定する開発事業に該当しない場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う日）が、次のアからエまでのいずれかに掲げる日から1年を経過しているとき。

ア 当該先行開発事業の都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第31条第1項の規定による工事完了公告があった日（当該先行開発事業が法第29条の規定による開発許可を要しない場合にあっては、条例第42条第2項の規定により完了検査適合承認書を交付した日）

イ 当該先行開発事業に伴い建築された全ての建築物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を交付した日

ウ 当該先行開発事業に伴い建築された全ての建築物の登記が完了した日

エ 当該先行開発事業（条例第25条に規定する開発事業に該当しないものに限る。）に係る土地の造成が完了したと市長が認める日

(2) 先行開発事業と後行開発事業との間で次のアからエまでに掲げる事項のいずれもが同一でないとき。

ア 申請者（その代理人を含む。）、設計者及び工事施行者

イ 土地所有者

ウ 公共施設の配置計画

エ 開発事業に係る施工方法の関連性

(3) 後行開発事業が次のいずれかに該当するとき。

ア 既に存する自己の住居の用に供する戸建住宅の増築又は改築

イ 災害により損壊し、又は滅失した建築物の同規模かつ同用途での再建築

2 前項に規定するもののほか、市長は、先行開発事業と後行開発事業の一連性があるものとした場合の開発区域に適用される条例又はこの規則で定める基準を当該開発区域が満たしていると認めるときは、この規則の規定による申請その他の手続を別に定める方法により行わせることができる。

3 条例第26条第1項に規定する一団の土地において、その土地の一部で開発事業を行うときは、当該開発事業の申請者は、第1項に規定する判断基準について当該申請者が了知し、及び当該土地の土地所有者に対して周知したことを示した書面を市長に提出しなければならない。

(開発基本計画書の提出等)

第28条 条例第27条第1項の規定による提出は、開発基本計画書（第16号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(1) 開発区域の案内図

(2) 開発区域の現況図

(3) 開発区域の公図の写し

(4) 土地利用計画図（配置図）

(5) 予定建築物の平面図

(6) 予定建築物の立面図

(7) 予定建築物の面積表

(8) 日影図

(9) 開発区域及びその周辺の状況を示す写真

(10) その他市長が必要と認める図書

2 条例第27条第2項の規定による開発基本計画書の写しの縦覧は、その提出を受けた日以後、速やかに、行わなければならない。

(開発事業計画板の様式等)

第29条 条例第28条第1項前段の規定による開発事業計画板は、第17号様式とする。

2 条例第28条第1項後段の規定による届出は、開発事業計画板設置届出書（第18号様式）により行わなければならない。

（説明会の開催）

第30条 事業者は、条例第28条第2項又は条例第32条第3項の規定により説明会を開催しようとするときは、条例第28条第2項に規定する近隣住民等が参加しやすい日時及び場所とするよう努めるとともに、当該日時及び場所を開催日の10日前までに周知するよう努めるものとする。

2 事業者は、条例第28条第2項又は条例第32条第3項の規定により説明会を開催するときは、次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 事業者に関する事項
- (2) 都市計画等に関する事項
- (3) 事業計画等に関する事項
- (4) 工事に関する事項
- (5) 近隣への影響に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 条例第28条第6項又は条例第32条第2項の規定により説明会を開催しようとするときは、事業者及び条例第28条第5項又は条例第32条第1項の規定により説明会の開催を求めた者は、相互に協力して、速やかに、説明会の日時、場所及び説明する事項を決定するよう努めるものとする。

4 条例第28条第3項の規定による説明会報告書は、第19号様式とする。

5 条例第28条第4項の規定による説明会報告書の写しの縦覧は、その提出を受けた日以後、速やかに、行わなければならない。

（開発基本計画に関する意見書等の写しの縦覧）

第31条 条例第29条第4項の規定による見解書及び意見書の写しの縦覧は、その提出を受けた日以後、速やかに、行わなければならない。

（開発事業事前協議書の提出等）

第32条 条例第31条第1項の規定による提出は、開発事業事前協議書（第20号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認

める書類にあっては、この限りでない。

- (1) 開発区域の案内図
- (2) 開発区域の現況図
- (3) 開発区域の公図の写し
- (4) 求積図
- (5) 土地利用計画図（配置図）
- (6) 境界確定図の写し
- (7) 開発区域及びその周囲の状況を示す写真
- (8) 排水計画平面図
- (9) 排水計画縦断面図
- (10) 給水計画平面図
- (11) 造成計画平面図
- (12) 造成計画断面図
- (13) 道路縦横断面図
- (14) 構造物詳細図
- (15) 予定建築物の面積表
- (16) 予定建築物の平面図
- (17) 予定建築物の立面図
- (18) 予定建築物の断面図
- (19) 日影図
- (20) その他市長が必要と認める書類

2 条例第31条第3項の規定による開発事業事前協議書の写しの縦覧は、その提出を受けた日以後、速やかに、行わなければならない。

（開発事業に係る意見書等の写しの縦覧）

第33条 条例第33条第4項の規定による意見書及び見解書の写しの縦覧は、その提出を受けた日以後、速やかに、行わなければならない。

（事前協議通知書の様式）

第34条 条例第34条第1項の規定による事前協議通知書は、第21号様式とする。

（開発事業申請書の様式等）

第35条 条例第35条第1項の規定による開発事業申請書は、第22号様式とする。

2 条例第35条第1項の規則で定める書類は、第32条第1項各号に掲げる書類とする。

3 条例第35条第2項の規定による開発事業申請書の写しの縦覧は、その提出を受けた日以後、速やかに、行わなければならない。

(承認書の交付日数)

第36条 条例第37条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、条例第39条第1項の規定により開発事業の計画を変更したときは、この限りでない。

(1) 条例第25条第1項第1号、第2号及び第3号（イ、ウ及びカに限る。）に掲げる開発事業 4週間以内

(2) 条例第25条第1項第3号（イ、ウ及びカを除く。）に掲げる開発事業 3週間以内

(3) 条例第25条第1項第4号に掲げる開発事業 2週間以内

(開発基準適合承認書等の写しの縦覧)

第37条 条例第37条第3項の規定による開発基準適合承認書又は開発基準不適合通知書の写しの縦覧は、その交付をした日以後、速やかに、行わなければならない。

(協議内容の軽微な変更)

第38条 条例第38条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 当該開発事業の変更により公共施設又は公益施設の位置、形状及び規模に変更が生じないもの

(2) 当該開発事業の変更により公共施設又は公益施設の位置、形状又は規模に変更が生じる場合で、これらの施設の機能に及ぼす影響がないと市長が認めたもの

(開発事業を変更する場合の手続の特例)

第39条 条例第39条第1項ただし書及び第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 当該開発事業の変更により公共施設又は公益施設の位置、形状又は規模に変更が生じる場合で、これらの施設の機能に及ぼす影響が少ないと市長が認めたもの

(2) 設計者の変更（当該設計者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更を含む。）をしたもの

- (3) 当該開発事業に係る工事の着手予定年月日又は完成予定年月日を変更したもの
- (4) その他市長が変更の届出を要しないと認めたもの

2 条例第39条第4項ただし書の近隣住民等に影響がない場合として規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 開発事業により設置される開発区域内に設置する道路の施設及び附属物の変更を行う場合
- (2) 公共までの設置数の増減又は廃止を行う場合
- (3) その他近隣住民等に影響がないと市長が認めた場合
(開発事業に係る工事の届出等)

第40条 条例第41条第2項の規定による届出は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 工事に着手したときは、着手後、速やかに、開発事業工事着手届出書（第23号様式）により届け出ること。
- (2) 工事が完了したときは、建築した建築物又は設置した施設の使用を開始する前までに、開発事業工事完了届出書兼完了検査申出書（第24号様式）を届け出て完了検査を受けること。
- (3) 工事を中断し、又は廃止したときは、直ちに、開発事業工事中断・廃止届出書（第25号様式）により届け出ること。
(完了検査の書類等)

第41条 条例第42条第1項に規定する完了検査は、前条の開発事業工事完了届出書兼完了検査申出書に次に掲げる書類を添えて受けなければならぬ。ただし、市長がその必要がないと認める書類にあっては、この限りでない。

- (1) 案内図
- (2) 地番目録
- (3) 公図の写し
- (4) 配置図（完了図）
- (5) 確定測量図
- (6) 検査に係る関係各課の確認を証する書類
- (7) 現場写真

(8) その他市長が完了検査に必要と認める書類

2 条例第42条第2項に規定する完了検査適合承認書は第26号様式とし、指示書は第27号様式とする。

(公共施設等の管理等に係る措置)

第42条 市長は、条例第43条第1項本文及び第2項本文の規定により市の管理に属し、又は市に帰属する公共施設及び公益施設について、円滑な管理又は帰属を行うため、当該施設に係る確定測量図並びに境界図及び施設完成図の作成、境界標の埋設等を事業者に対して求めることができる。

2 事業者は、開発事業に係る公共施設又は公益施設の設置又は管理に瑕疵があったときは、自らの責任と負担でその補修を行わなければならない。

3 事業者は、条例第43条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定により市の管理に属さず、又は市に帰属しない公共施設及び公益施設があるときは、当該施設の利用者等との間で適正な維持管理を行う旨の規約を定めるとともに、当該規約の写しを市長に提出しなければならない。

(開発事業手続台帳で定める事項)

第43条 条例第46条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開発事業の概要

(2) 開発事業の手続に係る各種書類の提出年月日、交付年月日等

(建築確認申請に係る届出の様式等)

第44条 条例第47条第1項の規定による届出は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う日までに、建築確認申請に係る届出書（第28号様式）により行わなければならない。ただし、地階を除く階数が3未満又は高さが10メートル未満の建築物を建築する目的で行う開発事業に係る届出については、条例第47条第1項の規定により届け出ることを要しない。

第4章 公共施設及び公益施設の整備基準

(道路の整備基準)

第45条 条例別表第1第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 開発区域内に設置する道路の管理者を市とする場合は、無償で市に提供すること。ただし、別に定める基準により市長がその必要がないと認めた場合は、この限り

でない。

(2) 前号ただし書の規定により、開発区域内に設置する道路の管理者を市としない場合は、当該開発事業を行った事業者は、将来にわたり自ら管理すること。この場合において、当該道路を第三者に譲渡するときは、その旨を周知すること。

2 条例別表第1第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該角地にその底辺の長さが別表第1に規定する斜長寸法と等しい二等辺三角形の隅切りを別表第2により確保すること。

(2) 当該開発事業に係る建築確認申請においては、前号の規定により確保する隅切りに係る部分を敷地に含めないこと。

(3) 第1号の規定により難いと市長が認めた場合は、市長と協議の上、隅切りを確保するものとする。

3 条例別表第1第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 開発区域が接する前面道路の幅員については、開発区域の面積の区分及び施設の種別の区分に応じて別表第3に定める道路の幅員を別表第3の2に定めるところにより確保すること。ただし、専ら自己の居住の用に供する開発事業、開発区域が500平方メートル未満の開発事業及び既に存在する施設内における建築物の増改築を目的とする開発事業については、この限りでない。

(2) 当該開発事業に係る建築確認申請においては、前号の規定により確保する道路の幅員に係る部分を敷地に含めないこと。

(3) 開発区域から車両が2方向以上に有効に分散できる道路に至るまでの道路については、開発区域の面積の区分及び施設の種別の区分に応じて別表第4に定める道路の幅員を確保すること。ただし、専ら自己の居住の用に供する開発事業、開発区域が500平方メートル未満の開発事業及び既に存在する施設内における建築物の増改築を目的とする開発事業については、この限りでない。

(4) 他の法令で定める道路の幅員が別表第3及び別表第4で定める道路の幅員より大きい場合は、当該他の法令で定める道路の幅員とする。

(5) 第1号及び第3号の規定により難いと市長が認めた場合は、市長と協議の上、道路の幅員を確保するものとする。

4 条例別表第1第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 歩道状空地を設置すべき開発事業は、次に掲げる施設の建築を目的とする開発事業で当該開発区域の面積が商業地域にあっては500平方メートル以上、その他の地域にあっては1,000平方メートル以上のものとする。

ア 社会福祉施設

イ 医療施設

ウ 集合住宅等で計画戸数が15戸以上のもの

エ 学校教育施設その他公的な用途を目的とする施設

オ 商業施設その他不特定多数の人が利用する建築物

(2) 前号の規定により設置された歩道状空地は、事業者が管理するものとする。

(3) 第1号の規定により難いと市長が認めた場合は、市長と協議の上、決定するものとする。

5 条例別表第1第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 開発区域内に設置する道路の施設及び附属物は、別に定める基準により整備するものとする。

(2) 開発区域が接する道路の施設及び附属物は、別に定める基準により整備するものとする。

(下水道の整備基準)

第46条 条例別表第1第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 市長が管理する公共下水道の整備基準は、次のとおりとする。

ア 事業認可区域内における公共下水道、下水道の管渠及び公共ます並びに雨水調整施設（以下この号において「公共下水道施設等」という。）の設計は、別に定める基準により、雨水及び汚水を有効に排除する能力を備えた規模及び構造とすること。

イ 公共下水道供用開始区域内で、その排除方法が分流式の場合には、開発区域内の雨水及び汚水は、それぞれの公共下水道施設等で排除すること。

ウ 開発区域が公共下水道認可未供用区域に該当する場合は、供用開始後、公共下水道施設等として使用できる構造とすること。

エ 公共下水道区域外において、下水道の管渠等及び雨水調整施設の整備は、別に定める基準により、雨水及び汚水を排除する能力を備えた規模及び構造となるよう努めること。

オ アからエまでに定める基準により難いと市長が認めた場合は、市長と協議の上、決定するものとする。

(2) 市長以外の者が管理する排水設備の整備基準は、次のとおりとする。

ア 事業認可区域内の宅内排水設備及び私道排水設備（以下この号において「宅内排水設備等」という。）の整備は、別に定める基準によること。ただし、当該基準により難いと市長が認めた場合は、市長と協議の上、決定すること。

イ 公共下水道供用開始区域内の雨水及び汚水は、それぞれ宅内排水設備等で排除し、汚水は公共汚水ますに接続し、雨水は雨水浸透不適地を除き、浸透ます、浸透トレチ等の浸透設備で排除した後、公共雨水ます等に接続すること。

ウ 開発区域が公共下水道認可未供用区域に該当する場合は、設置する宅内排水設備等が供用開始後、公共下水道施設の宅内排水設備として使用できる構造とするよう努めること。

エ 公共下水道区域外の宅内排水設備及び私道排水設備の整備は、別に定める基準となるよう努めること。ただし、当該基準により難いと市長が認めた場合は、市長と協議の上、決定すること。

(公園等の整備基準)

第47条 条例別表第1第3項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第54条第1項の規定により設置すべき公園等の面積及び箇所数は、別表第5のとおりとする。

(2) 面積の算定に当たっては、斜面地、宅地造成により生じた法面及び狭小かつ不整形な土地を含まないこと。

(3) 公園の配置は、地形、日照等の条件を勘案し、その周囲が2面以上の公道に接すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

(4) 公園の敷地内には、公園施設以外の施設等を設置しないこと。

(5) 条例第54条第1項ただし書の規定により事業者が公園等を管理し、かつ、市長がその必要があると認める場合には、市長と当該公園等の管理について協定を締結すること。

(6) 前各号の規定は、開発事業が建築物の増築等に該当するときは、適用しない。

(7) 前各号に定めるもののほか、公園等の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(消防水利施設等の整備基準)

第48条 条例別表第1第4項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 消防水利施設の整備基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる開発事業を行う場合には、別に定める基準により防火水槽又は消火栓を設置すること。ただし、当該開発区域が市の管理する防火水槽又は消火栓から半径120メートル（近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域にあっては100メートル、市街化調整区域にあっては140メートル）の円の範囲内に包含されるとき（河川、軌道、交通量の多い道路等により当該範囲が分断されるとき及び起伏が激しく消防活動に支障があるときを除く。）は、この限りでない。

（ア）開発区域の面積が500平方メートル以上のもの

（イ）計画戸数が30戸以上のもの

イ 建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上の開発事業を行う場合は、別に定める基準により防火水槽を設置すること。この場合において、延べ面積が3,000平方メートル以上の棟が2以上あるときは、当該棟ごとに防火水槽を設置すること。

ウ 消防水利施設の設置場所は、開発事業の区域内であって消防活動車両による消防活動が容易にできる場所とすること。

エ 消防水利施設の配置は、開発区域が消防水利施設から半径120メートルの円の範囲内に包含される配置とすること。

オ 防火水槽の常時貯水量は、40立方メートル以上とすること。

カ 消火栓の配管口径は、100ミリメートル以上とすること。

キ アからカまでに掲げるもののほか、消防水利施設の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 消防活動場所の整備基準は、次のとおりとする。

ア 地階を除く階数が4以上又は軒の高さが15メートル以上の建築物の建築を目的とする開発事業を行う場合は、別に定める基準により、はしご付き消防自動車による消防活動が容易にできる場所（以下この号において「消防活動場所」という。）を設けること。

イ アの規定にかかわらず、当該開発事業を行う周辺の道路、地形等により消防活動

場所を設けることが困難であると市長が認めるときは、別に定める基準により、これに代わる施設を設けること。

(3) 緊急離着陸場の整備基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる建築物の建築を目的とする開発事業を行う場合は、別に定める基準により、緊急離着陸場を設置すること。

(ア) 建築基準法第34条第2項の規定により非常用昇降機の設置を要する建築物

(イ) 3次救急医療機関の用途に供する建築物

イ アに定めるものほか、緊急離着陸場の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(農業用施設等の整備基準)

第49条 条例別表第1第5項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 開発区域が従来、田又は畠であった場合は、農業用暗渠排水管の有無及び位置を調査すること。ただし、開発区域内に農業用暗渠排水管が埋設されているときは、別に定める基準によること。

(2) 占用物の構造については、事前に協議を行うこと。

(3) 開発区域が農業用用排水路に接する場合は、別に定める基準によること。

(4) 開発事業により発生する危険箇所には、ガードレール、転落防止柵、視線誘導標等の安全施設を設置すること。この場合において、当該安全施設の構造等詳細については、別に定める基準による。

(5) 開発区域の排水を側溝又は水路等に接続する場合は、別に定める基準によること。

(6) 前各号に定めるものほか、農業用施設等に関し必要な事項は、別に定める基準による。

(ごみステーションの整備基準)

第50条 条例別表第1第6項第1号の規則で定める基準は、開発事業の規模、敷地等の状況に応じて、市長と協議の上必要な箇所数のごみステーションを設置することとする。

2 条例別表第1第6項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) ごみステーションの面積は、ワンルーム形式建築物の建築を目的とする開発事業にあっては別表第6、共同住宅等及び戸建住宅の建築を目的とした開発事業にあつ

ては別表第7のとおりとする。

(2) ごみステーションを設置すべき位置は、ごみ収集車両の通行に十分な幅員を有する道路に接し、安全かつ効率的に収集ができる場所とする。

(3) ごみステーションの構造は、次のとおりとする。

ア 接道面以外の三方はコンクリート又はコンクリートブロック造の外壁で囲み、外壁の高さ、間口及び奥行きは原則として80センチメートル以上とすること。

イ 床はコンクリート打ちとし、水勾配は2パーセントとすること。

ウ 電柱、配電盤等ごみの収集に関係のない施設を設置しないこと。

エ カラス、猫等の動物による被害及び不法排出を防ぐための対策を講じること。

(4) 前3号に定めるもののほか、ごみステーションの設置に関し必要な事項は、別に定める。

(集会所の整備基準)

第51条 条例別表第1第7項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 集会所の面積は、0.6平方メートルに当該開発事業の施行により建築される共同住宅等の戸数を乗じて得た数値以上の面積とすること。ただし、当該面積が200平方メートルを超える場合には、200平方メートルとする。

(2) 集会所を設置すべき位置は利用者の利便性に配慮することとし、エントランスホール等安全に人員を収容できる他の施設と共に用することとする。

(公益施設用地の確保)

第52条 条例別表第1第9項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園、小学校、中学校及び公民館の用地は、開発規模が20ヘクタール以上の住宅の建築を目的とする開発事業を行うときは、別に定める基準により確保すること。

(2) 消防出張所の用地は、計画戸数が8,000戸以上の開発事業又は主として住宅の建築に供する目的で行う面積20ヘクタール以上の開発事業を行うときは、別に定める基準により確保すること。

2 前項各号の規定により確保された用地は、市が取得するものとする。この場合において、用地の取得に係る費用は、平塚市不動産評価委員会の評価に基づく評価額とする。

(保育所の整備基準)

第52条の2 条例別表第1第10項第1号の規則で定める基準は、保育所の設置及び収容能力について市長と協議の上、整備することとする（計画戸数が200戸以上の開発事業を行うときに限る。）。

(防犯街路灯の整備基準)

第52条の3 条例別表第1第11項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第25条第1項第1号から第3号までに掲げる開発事業のうち、専用住宅を含む建築を目的とするものであって、次のアからウまでのいずれかに該当する場所があるときは、別に定める基準により防犯街路灯を設置しなければならない。

ア 開発区域内及びその周辺道路であって、既存の公益照明からの設置間隔が40メートルを超えている場所

イ 開発区域内の奥行きが35メートル以上の袋路状道路であり、かつ、開発区域内の宅地又は開発区域に接する宅地が5戸以上接する道路のある場所

ウ その他市長が防犯上特に必要と認める場所

(2) 防犯街路灯を移設する場合にあっては、別に定める基準によること。

(3) 前2号に定めるもののほか、防犯街路灯に関し必要な事項は、別に定める基準による。

第5章 公共施設及び公益施設以外の整備基準

(敷地内の緑化基準)

第53条 条例別表第2第1項第1号の規則で定める基準は近隣商業地域及び商業地域にあっては別表第8、工業専用地域にあっては別表第8の2、近隣商業地域、商業地域及び工業専用地域以外の用途地域並びに市街化調整区域にあっては別表第9のとおりとし、樹木の種類、植栽方法等については別に定める基準によるものとする。

2 事業者は、前項の規定による基準の適用を受けるときは、あらかじめ緑化計画書（第29号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長と協議しなければならない。

(1) 緑化計画図

(2) 付近見取図

3 事業者は、前項の緑化計画書に基づく緑化が完了したときは、緑化計画植栽完了報告書（第30号様式）を市長に提出しなければならない。

4 第1項の規定により難いと市長が認めた場合は、次に掲げる事項について協定を締結

するものとする。

(1) 緑化目標及び実施期間に関する事項

(2) 緑化造成計画に関する事項

5 事業者は、前項に規定する協定（次項において「緑化協定」という。）を締結しようとするときは、緑化協議書（第31号様式）を市長に提出しなければならない。

6 緑化協定を締結した者は、当該緑化協定に定めるところにより、緑化完了届書（第32号様式）を市長に提出しなければならない。

7 敷地内の緑化について、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条の規定により届け出られた特定工場に係る開発事業及び他の法令等の規定により確保すべき緑地が第1項の基準を満たしている開発事業については、前各項の規定を適用しない。

（駐車場の設置基準）

第54条 条例別表第2第3項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 集合住宅等の建築を目的とする開発事業にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定めるとおりとする。

ア 自動車駐車場 次のとおりとする。

(ア) 自動車駐車場の基準は、別表第10のとおりとする。ただし、これにより難いと市長が認めた場合は、市長と協議して決定する。

(イ) 計画戸数が300戸以上の開発事業においては、自動車駐車場からの自動車の出入口を2箇所以上設けるものとする。ただし、これにより難い場合は、市長と協議の上、出入口を設けるものとする。

(ウ) 自動車駐車場の駐車ますの寸法及びその配置については、別に定める基準による。

イ 自動二輪車（原動機付自転車を含む。）駐車場 計画戸数が6戸以上のワンルーム形式建築物の建築を目的とする開発事業にあっては、計画戸数に10パーセントの割合を乗じて算出した数値（当該数値に小数点以下の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。）以上の台数（計画戸数が10戸未満の場合は、1台）以上とする。ただし、開発区域内にアの基準を超える自動車駐車場を設置した場合には、この限りでない。

ウ 自転車駐車場 計画戸数以上の台数とする。ただし、ワンルーム形式建築物の建

築を目的とする開発事業にあっては、計画戸数から開発区域内に設置する自動車駐車場台数を除いた数値以上の台数とすることができます。

- (2) 特殊建築物のうち寄宿舎及び下宿その他これらに類する用途に供する建築物等、入居者の利用形態等の理由により前号の規定により難いと市長が認めた場合は、市長と協議して決定する。
- (3) 第1号に規定する用途及び葬祭場以外の開発事業における駐車場の設置は、別に定める基準による。

(文化財の保護区域)

第55条 条例別表第2第4項第1号の規則で定める区域は、原則として、埋蔵文化財包蔵地の縁辺から100メートル以内とする。

(葬祭場の設置基準)

第56条 条例別表第2第5項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車駐車場は、10台分以上設置することとし、葬祭場の用に供する部分の床面積が500平方メートル以上のときは、10台に500平方メートルを超える葬祭場の用に供する部分の床面積が50平方メートルを増すごとに1台を加えた台数分以上設置すること。
- (2) 前号に規定する自動車駐車場のうち、少なくとも10台分は、平面駐車場形式又は自走式立体駐車場形式により開発区域内又は隣接する場所に設置すること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、開発区域の周辺に十分な駐車可能台数を有する時間貸し駐車場等会葬者が必要に応じて円滑に駐車できる駐車施設がある場合は、市長と協議の上駐車場設置台数を定めることができる。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、当該開発事業が葬祭場の増改築等に当たるときは、市長と協議の上決定すること。

(ワンルーム形式建築物の設置基準)

第57条 条例別表第2第6項第1号の規則で定める場合は、敷地面積又は建築物の規模、形状等により、1区画の専有面積が同号に規定する18平方メートルを確保できない場合とする。

(ペット霊園の設置基準等)

第58条 条例別表第2第7項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設（火葬施設を除く。）の整備基準は、次のとおりとする。

ア 開発区域の面積の20パーセント以上の緑地を確保すること。この場合において、

周辺の環境及び近隣住民に配慮した配置とすること。

イ 施設を利用する者の利便性を考慮して自動車駐車場を設置すること。

ウ 隣地との境界には障壁等を設けること。

エ 施設の出入口には門扉を設けること。

オ 建築物の屋根、外壁その他外部から望見される施設は、美観を損なわない色彩及び装飾とすること。

(2) 火葬施設の整備基準は、次のとおりとする。

ア 空気取入口及び煙突の先端部以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却できる構造であること。

イ 燃焼室は、ペットの死骸を焼却することにより発生するガス（以下この号において「燃焼ガス」という。）を十分に抑制する構造であること。

ウ 燃焼ガスの温度を確認するための炉内温度計を設置すること。

エ 燃焼ガスの温度を一定に保持するために必要な装置が設けられていること。この場合において、助燃のための燃料は大気汚染が発生しない良質なものを使用すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、ペット霊園の設置に関し必要な事項は、別に定める基準によるものとする。

(その他の整備基準)

第59条 条例別表第2第8項第1号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 中高層建築物の建築により周辺区域に与えるテレビ放送の電波受信について事前に調査し、その結果を市長に報告すること。

(2) 前号に規定する報告により、著しい受信障害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認める場合には、受信障害を解消し、又は抑制するために必要な措置を講ずること。

(3) 前号の措置により事業者が施設を設置した場合には、当該施設の維持管理に関し関係者と協議し、その結果を遵守すること。

2 条例別表第2第8項第2号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 地上1階を商業施設として整備するよう努めること。

(2) その他必要な協議事項については、別に定める。

第6章 開発事業の基準等

(警察署長との協議を要する開発事業)

第60条 条例第51条の規則で定める開発事業は、次に掲げる開発事業とする。

(1) 20戸以上の集合住宅等の建築を目的とする開発事業

(2) 店舗の用に供する建築物で延べ面積の合計が1,000平方メートル以上のも
の建築を目的とする開発事業

(開発区域内道路の設置基準)

第61条 条例第53条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる道路の種別に応
じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 階段状道路 次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。

ア 区画数が4以下で戸建住宅の建築を目的とする開発事業であること。

イ 階段の幅員は4メートル以上、踏面の寸法は30センチメートル以上、蹴上げの
寸法は15センチメートル以下であること。

ウ 階段の高低差3メートル以内ごとに、踏面1.2メートル以上の踊り場を設ける
こと。

(2) 袋路状道路 次のアからエまでのいずれかに該当するものとする。

ア 幅員が6メートル以上であること。

イ 延長が35メートル以下であること。

ウ 延長が35メートルを超える場合には、当該道路の終端及び35メートル以内ご
とに自動車の転回広場が設けられていること。ただし、当該道路の延長が35メー
トルを超え41メートル以下(幅員が5.0メートル以上の道路にあっては、46.
5メートル以下)である場合には、終端のみとすることができます。

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該開発区域の周囲の状況を勘案して市長が
避難上及び通行上支障がないと認められるものであること。

(3) まがりかど 別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、道路と道路との
交差角が135度を超える場合には、この限りでない。

(公園等を設置しないことができる場合)

第62条 条例第54条第3項の規則で定める区域内は開発区域から250メートル以内
(当該公園等と当該開発区域との間に市道若しくは県道(中央帯等により人を横断させないように整備していると市長が認めた道路に限る。)、国道、鉄道又は河川がない場合に限る。)とし、同項の規則で定める規模は2,500平方メートル以上とする。

(敷地面積の最低限度の特例)

第63条 条例第50条の2ただし書及び第55条ただし書の規則で定める事由及びこれ
に該当するときの最低敷地面積は、別表第11のとおりとする。

第7章 開発建築物等の維持

第63条の2 条例第60条の2第1項の規定による届出は、開発建築物等を維持する者
の届出書(第32号様式の2)により行わなければならない。

2 条例第60条の2第1項の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、
当該施設を維持することが困難であると市長が認めたときは、当該期間を短縮すること
ができる。

- (1) 条例別表第1第3項の公園等及び条例別表第2第1項第1号の緑地 条例第4
2条第3項に規定する開発建築物等の全部を除却するまでの間
- (2) 前号以外の施設 完了検査適合承認書を交付した日から起算して1年間

第8章 雜則

(適用を除外する開発事業)

第64条 条例第63条第4号の規則で定める開発事業は、次に掲げる開発事業とする。

- (1) 災害等のため必要な応急措置として行う開発事業
 - (2) 建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物の建築を目的とする開発事業
 - (3) その他市長が適用の必要ないと認めた開発事業
- (地位の承継の手続)

第65条 条例第64条の規定による届出は、開発事業地位承継届出書(第33号様式)
により行わなければならない。

(勧告及び命令)

第65条の2 条例第65条の規定による勧告は勧告書(第35号様式)により行い、條
例第66条第1項の規定による命令は是正命令書(第36号様式)により行うものとす
る。

(身分証明書)

第66条 条例第67条第2項に規定する身分を示す証明書は、第34号様式とする。

(公表の方法等)

第67条 条例第68条第1項の規定による公表は、平塚市公告式条例（昭和25年条例第21号）第2条第2項に規定する掲示場に条例第65条に規定する勧告又は条例第66条第1項に規定する命令に従わない事業者等の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他市長が必要と認める事項を記載した書面を掲示することにより行うとともに、必要に応じ、その他の方法で市民に周知するものとする。

(申請書等の提出部数)

第68条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、別に定める。

(様式の特例)

第69条 法令等に規定された様式に記載すべき事項が、第40条、第41条第1項及び第65条に規定する様式に記載すべき事項を満たしていると市長が認めるときは、これらの規定にかかわらず、法令等に規定された様式によることができる。

(その他)

第70条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(平塚市開発行為等取扱規則の一部改正)

2 平塚市開発行為等取扱規則（平成13年規則第33号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則の一部改正)

3 緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則（昭和51年規則第13号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成21年2月6日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行前に提出された平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号）第27条第1項の開発基本計画書に係る同条例第28条第1項前段に規定する開発事業計画板については、この規則による改正後の第17号様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月28日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の平塚市まちづくり条例施行規則第4条第5号、第27条第1項第1号エ及び第2項、第45条第3項第1号、第48条第1号ア及び第2号ア、第54条第1号ア、別表第2、別表第3、別表第4並びに別表第10の規定は、この規則の施行の日以後に平塚市まちづくり条例の一部を改正する条例（平成22年条例第23号。以下「一部改正条例」という。）による改正後の平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号）第31条第1項の規定により提出された開発事業事前協議書（同条例第25条第1項第1号又は第2号に規定する開発事業にあっては、同条例第27条第1項の規定により提出された開発基本計画書）に係る開発事業について適用し、同日前に一部改正条例による改正前の平塚市まちづくり条例第31条第1項の規定により提出された開発事業事前協議書（同条例第25条第1項第1号又は第2号に規定する開発事業にあっては、同条例第27条第1項の規定により提出された開発基本計画書）に係る開発事業については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月30日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年7月25日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項、第30条、第40条、第45条、第47条、第50条、第53条及び第62条の改正規定、第7章を第8章とし、同章の前に1章を加える改正規定、第65条の次に1条を加える改正規定、第67条の改正規定、別表第6及び別表第8の改正規定、同表の次に1表を加える改正規定、別表第9、別表第10、第19号様式、第20号様式及び第22号様式の改正規定、第32号様式の次に1様式を加える改正規定並びに第34号様式の次に2様式を加える改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第27条第1項、第45条、第50条、第53条、第62条、別表第6及び別表第8から別表第10までの規定は、第1種開発事業及び第2種開発事業にあっては平成27年10月1日以後に提出された開発基本計画書に係るものについて、第3種開発事業にあっては同日以後に平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号）第28条第7項の規定により準用する同条第1項の規定により届け出られたものについて、第4種開発事業にあっては同日以後に提出された開発事業事前協議書に係るものについて適用し、同日前に提出された開発基本計画書若しくは開発事業事前協議書に係るもの又は同日前に同条第7項の規定により準用する同条第1項の規定により届け出られたものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月15日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第17条の2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第45条、第47条第5号、第50条、第52条、第52条

の2、第52条の3、第54条、第59条、第60条第1号、第63条、別表第3、別表第4、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9及び別表第10の規定は、第1種開発事業及び第2種開発事業にあっては平成31年10月1日以後に提出された開発基本計画書に係るもの、第3種開発事業にあっては同日以後に平塚市まちづくり条例第28条第7項の規定により準用する同条第1項の規定により届け出られたもの、第4種開発事業にあっては同日以後に提出された開発事業事前協議書に係るものについて適用し、同日前に提出された開発基本計画書若しくは開発事業事前協議書に係るもの又は同日前に同条第7項の規定により準用する同条第1項の規定により届け出られたものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第45条、第61条関係）

道路幅員により設ける隅切りの斜長寸法

道路幅員	6メートル未満	6メートル以上9メートル未満	9メートル以上12メートル未満	12メートル以上16メートル未満	16メートル以上
6メートル未満	3メートル (4.5メートル)	3メートル (4.5メートル)	3メートル (4.5メートル)	3メートル (4.5メートル)	3メートル (4.5メートル)
6メートル以上 9メートル未満	3メートル (4.5メートル)	5メートル(6メートル)	5メートル (6メートル)	5メートル (6メートル)	5メートル (6メートル)
9メートル以上 12メートル未満	3メートル (4.5メートル)	5メートル(6メートル)	5メートル	5メートル	6メートル
12メートル以上 16メートル未満	3メートル (4.5メートル)	5メートル(6メートル)	5メートル	6メートル	8メートル

1 6 メートル以上	3 メートル (4.5 メートル) ル)	5 メートル (6 メートル)	6 メートル	8 メートル	10 メートル
------------	----------------------------	-----------------	--------	--------	---------

備考

- 1 開発区域内に設置する道路と前面道路との交差部には両側に隅切りを設けるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、片側のみとすることができる。
- 2 () 内は、片隅切りの場合の斜長寸法とする。
- 3 2 以上の道路が交差し、又は接続する角地における開発事業で、道路の交差角が 60 度未満の場合には、別に定める基準により隅切りを設けるものとする。
- 4 交差する 2 方の道路のうち、1 方以上の道路に歩道がある場合は、交差する道路の幅員にかかわらず、斜長寸法を 3 メートル以上とする。

別表第2（第45条、第61条関係）

隅切りを設ける場合の土地の提供及び維持管理

開発区域が接する道路の管理者	開発事業の目的及び規模	土地の提供	維持管理
市	自己の居住の用に供する開発事業又は開発区域の面積が 500 平方メートル未満の開発事業	市への有償による譲渡	市が管理
	開発区域の面積が 500 平方メートル以上の開発事業で自己の居住の用に供しないもの	市への無償による譲渡	市が管理
市以外の者	全ての開発事業	開発区域が接する道路の管理者と協議の	開発区域が接する道路の管理者と協議の

		上、決定する。	上、決定する。
--	--	---------	---------

別表第3（第45条関係）

開発区域が接する前面道路の幅員

施設の種別 開発区域の面積	戸建住宅及び住居系小規模建築物	その他の住居系建築物	農業関係建築物	公益上必要な建築物	その他施設	不特定多数が使用する建築物
500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	4.5 メートル	5.0 メートル	4.5 メートル	5.0 メートル	5.0 メートル	5.5 メートル
1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	4.5 メートル	6.0 メートル	4.5 メートル	5.0 メートル	5.5 メートル	6.0 メートル
3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	6.0 メートル	6.0 メートル	5.0 メートル	6.0 メートル	6.0 メートル	7.0 メートル
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	6.0 メートル	6.0 メートル	5.0 メートル	6.0 メートル	7.0 メートル	9.0 メートル
10,000 平方メートル以上 (開発行為以外の開発事業に限る。)	6.0 メートル	6.0 メートル	6.0 メートル	6.0 メートル	9.0 メートル	9.0 メートル

備考

- 1 住居系小規模建築物とは、建築物の高さが 10 メートル未満で、かつ、延べ面積が 500 平方メートル未満の住居の用に供する部分を有する建築物（社会福祉施設を除く。）をいう。
- 2 その他の住居系建築物とは、戸建住宅及び住居系小規模建築物以外の居住の用に

供する部分を有する建築物（社会福祉施設を除く。）をいう。

- 3 農業関係建築物とは、法第34条第4号に規定する市街化調整区域内において生産される農産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第20条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物をいう。
- 4 公益上必要な建築物とは、都市計画法施行令第21条各号に掲げる建築物並びに同条第26号イ及びロに掲げる建築物をいう。
- 5 不特定多数が使用する建築物とは、建築基準法別表第1（い）欄（1）項及び（4）項に掲げる用途の建築物をいう。
- 6 その他施設とは、戸建住宅及び住居系小規模建築物、その他の住居系建築物、農業関係建築物、公益上必要な建築物及び不特定多数が使用する建築物に該当しない施設をいう。
- 7 自己の居住の用に供する目的で行う開発事業及び開発区域が500平方メートル未満の開発事業で前面道路の幅員が4.0メートル未満のものについては、別に定める基準により協議するものとする。
- 8 施設の種別が複数の項目に該当する場合は、幅員が最も大きい基準を適用する。

別表第3の2（第45条関係）

道路拡幅部分の土地の提供及び維持管理

開発区域が接する道路の管理者	土地の提供	維持管理
市	市への無償による譲渡	市が管理
市以外の者	開発区域が接する道路の管理者と協議の上、決定する。	開発区域が接する道路の管理者と協議の上、決定する。

別表第4（第45条関係）

開発区域から車両が2方向以上に有效地に分散できる道路に至るまでの道路の幅員

施設の種別	戸建住宅及び住居系小規模建築物	その他の住居系建築物	農業関係建築物	公益上必要な建築物	その他施設	不特定多数が使用する建築物

開発区域の面積						
500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	※4.0 メートル	※4.0 メートル	※4.0 メートル	※4.0 メートル	4.0 メートル	4.5 メートル
1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	※4.0 メートル	5.0 メートル	※4.0 メートル	※4.0 メートル	4.5 メートル	5.0 メートル
3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	4.0 メートル	6.0 メートル	4.0 メートル	5.0 メートル	5.0 メートル	6.0 メートル
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	4.0 メートル	6.0 メートル	4.0 メートル	5.5 メートル	6.0 メートル	6.0 メートル
10,000 平方メートル以上 (開発行為以外の開発事業に限る。)	6.0 メートル	6.0 メートル	6.0 メートル	6.0 メートル	6.0 メートル	9.0 メートル

備考

- 1 「※4.0 メートル」については、現況の道路が、建築基準法第42条第2項の規定により平塚市が道路とみなしたものであるときは、幅員の基準を満たしているものとする。
- 2 住居系小規模建築物とは、建築物の高さが 10 メートル未満で、かつ、延べ面積が 500 平方メートル未満の住居の用に供する部分を有する建築物（社会福祉施設を除く。）をいう。
- 3 その他の住居系建築物とは、戸建住宅及び住居系小規模建築物以外の居住の用に供する部分を有する建築物（社会福祉施設を除く。）をいう。
- 4 農業関係建築物とは、法第34条第4号に規定する市街化調整区域内において生産される農産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物及び都市計画法施行令第20

条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物をいう。

5 公益上必要な建築物とは、都市計画法施行令第21条各号に掲げる建築物並びに同条第26号イ及びロに掲げる建築物をいう。

6 不特定多数が使用する建築物とは、建築基準法別表第1(い)欄(1)項及び(4)項に掲げる用途の建築物をいう。

7 その他施設とは、戸建住宅及び住居系小規模建築物、その他の住居系建築物、農業関係建築物、公益上必要な建築物及び不特定多数が使用する建築物に該当しない施設をいう。

8 施設の種別が複数の項目に該当する場合は、幅員が最も大きい基準を適用する。

別表第5(第47条関係)

公園等の面積及び箇所数

条例第54条第1項各号に規定する割合に応じて算出した公園等の面積	1箇所当たりの最低面積	設置箇所数
1,000平方メートル未満	—	2箇所以内
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	500平方メートル	2箇所以内
3,000平方メートル以上 0,000平方メートル未満	1,000平方メートル	3箇所以内
10,000平方メートル以上	2,500平方メートル	別途協議の上定める

別表第6(第50条関係)

ワンルーム形式建築物の建築を目的とする開発事業におけるごみステーションの設置

面積

可燃ごみ		不燃ごみ・資源再生物	
計画戸数	必要面積	計画戸数	必要面積
12戸以下	1.0平方メートル	29戸以下	2.1平方メートル
		30戸以上69戸以下	3.5平方メートル

13戸以上	0.08平方メートル ×戸数	70戸以上	3.5平方メートルに 70戸を超える戸数× 0.04平方メートル を加えた面積
-------	-------------------	-------	--

備考 面積は、有効面積で確保すること。

別表第7（第50条関係）

共同住宅等及び戸建住宅の建築を目的とした開発事業におけるごみステーションの設置面積

可燃ごみ		不燃ごみ・資源再生物	
計画戸数	必要面積	計画戸数	必要面積
9戸以下	1.6平方メートル ×戸数	29戸以下	3.5平方メートル
		30戸以上49戸以下	4.8平方メートル
10戸以上	0.16平方メートル ×戸数	50戸以上	4.8平方メートルに 50戸を超える戸数× 0.09平方メートル を加えた面積

備考 面積は、有効面積で確保すること。

別表第8（第53条関係）

近隣商業地域及び商業地域における緑化率

施設の種別 開発区域の面積	事業場	集合住宅等	その他の開発事 業
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	3パーセント以上(現に操業している事業場の増築又は改築にあっては、別に定める。)	3パーセント以上	できるだけ多くの緑地を確保すること。
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満		5パーセント以上	
3,000平方メートル以上		10パーセント以上	

備考

- 1 事業場とは、工場、事務所、店舗、倉庫その他これらに準ずる建築物をいう。
- 2 戸建住宅の建築及びペット霊園の整備を目的とした開発事業については、この表の規定を適用しない。

別表第8の2（第53条関係）

工業専用地域における緑化率

開発区域の面積	施設の種別	事業場	その他の開発事業
500平方メートル以上		10パーセント以上 (現に操業している事 業場の増築又は改築に あっては、別に定める。)	10パーセント以上

備考

- 1 事業場とは、工場、事務所、店舗、倉庫その他これらに準ずる建築物をいう。
- 2 ペット霊園の整備を目的とした開発事業については、この表の規定を適用しない。

別表第9（第53条関係）

近隣商業地域、商業地域及び工業専用地域以外の用途地域並びに市街化調整区域における緑化率

開発区域の面積	施設の種別	事業場	集合住宅等	その他の開発事業
500平方メートル以上 1,000平方メートル未満		10パーセント以上 (現に操業している事 業場の増築又は改築に あっては、別に定める。)	10パーセント以上	10パーセント以上
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満		15パーセント以上 (現に操業している事 業場の増築又は改築に あっては、別に定める。)	15パーセント以上	
3,000平方メートル以上		20パーセント以上 (現に操業している事 業場の増築又は改築に あっては、別に定める。)	20パーセント以上	

	操業している事業場の増 築又は改築にあっては、別 に定める。)	ト以上
--	---------------------------------------	-----

備考

- 1 事業場とは、工場、事務所、店舗、倉庫その他これらに準ずる建築物をいう。
- 2 事業場のうち、法第34条第4号及び都市計画法施行令第20条第1号から第4号までに規定する農業の用に供する建築物については、その他の開発事業の基準を適用する。
- 3 戸建住宅の建築及びペット霊園の整備を目的とした開発事業については、この表の規定を適用しない。

別表第10（第54条関係）

集合住宅等に設置すべき自動車駐車場の基準

区域	予定建築物	集合住宅等	ワンルーム形式建築物
市街化区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に50パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に30パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。
	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に40パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に20パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。
	近隣商業地域	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に35パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に15パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。

	台数とする。	する。
商業地域	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に30パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。ただし、計画戸数が100戸以上の共同住宅等については、開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数の35パーセント以上とする。	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に15パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。ただし、明石町及び同上地区（明石町を除く。）においては、この限りでない。
準工業地域及び工業地域	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に60パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。	開発区域内に設ける自動車駐車場は、計画戸数に40パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。
市街化調整区域	計画戸数に100パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。	計画戸数に100パーセントの割合を乗じて算出した数値以上の台数とする。

備考

- 1 自動車駐車場を設置すべき台数を算出するに当たり、小数点以下の端数が生じた場合には、当該端数は、切り捨てるものとする。
- 2 異なる区分の予定建築物が混在する場合には、当該建築物ごとに算出した小数点以下の端数が生じた台数を合計した台数における当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 開発区域が設置台数の異なる区域にわたる場合には、当該区域ごとに算出した台数に、当該開発区域でそれぞれの区域が占める割合を乗じて得た数値を合計した数値における当該端数を切り捨てた数値以上を設置すべき台数とする。
- 4 この表の規定にかかわらず、市街化区域内の主要な用途がワンルーム形式建築物

である開発事業であって、開発区域の面積が 500 平方メートル未満のものにあつては、別に定める基準により自動車駐車場を設置するものとする。

5 主要な用途がワンルーム形式建築物である開発事業とは、予定建築物の延べ面積に対し、ワンルーム形式建築物となる区画の延べ面積が 50 %以上であるものをいう。

別表第 11 (第 63 条関係)

敷地面積の最低限度の特例

区域	形態	最低敷地面積
市街化区域	敷地の形状が著しく変形している場合	100 平方メートル
	良好な公共施設及び公益施設の配置の配慮により最低敷地面積が確保できない区画の場合	
	既存樹木、樹林の保存等の環境への配慮により最低敷地面積が確保できない区画の場合	
	区画の最低敷地面積による単なる分割で端数処理となる区画の場合	
市街化調整区域	市街化調整区域に関する都市計画の決定の日以後に土地の分割、統合又は分割統合が行われておらず、かつ、自己の居住の用に供する住宅の建築にかかるもので 150 平方メートル未満の場合	既存の敷地面積

備考 市街化調整区域に関する都市計画の決定の日とは、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域との区分が定められた昭和 45 年 6 月 10 日又は当該都市計画の変更により新たに市街化調整区域となった日をいう。

第1号様式(第8条関係)

地区まちづくり準備会結成届出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所
氏 名 (印)
電話番号 ()

平塚市まちづくり条例第10条第2項の規定により地区まちづくり準備会を結成したいので、次のとおり届け出ます。

準備会の名称	
設立年月日	年 月 日
構成員数	人
計画又は実践活動対象区域	平塚市
計画又は実践活動対象区域の面積	m ²
活動の目的及び方針	
今後の活動予定	
添付図書	<input type="checkbox"/> 活動計画書 <input type="checkbox"/> 計画又は実践活動の対象地区を示す図面 <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> その他()

第2号様式(第9条、第10条関係)

地区まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所
氏 名 ()
電話番号 ()

平塚市まちづくり条例第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

団体の名称	
設立年月日	年 月 日
構成員数	人
計画又は実践活動対象区域	平塚市
計画又は実践活動対象区域の面積	m ²
活動の目的及び方針	
今後の活動予定	
団体の区分	<input type="checkbox"/> 条例第10条第1項による協議会 <input type="checkbox"/> 条例第10条第5項による協議会()
添付図書 (条例第10条第1項による協議会のみ)	<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 活動計画書 <input type="checkbox"/> 計画又は実践活動の対象地区を示す図面 <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> その他()

第2号様式の2（第9条の2関係）

地区まちづくり協議会変更届出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

協議会名.....

代表者名.....印

地区まちづくり協議会の内容に変更が生じましたので、平塚市まちづくり条例第10条第4項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

	変更前	変更後
計画又は実践活動対象区域	平塚市	平塚市
計画又は実践活動対象区域の面積	m ²	m ²
活動の目的及び方針		
添付図書		
<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 計画又は実践活動対象区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
変更の理由		

備考

第3号様式(第11条関係)

地区まちづくり協議会認定等決定通知書

指 令 番 号
年 月 日

協議会名
代表者名 様

平塚市長 氏 名 印

平塚市まちづくり条例第10条第7項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

協議会の名称	
団体の区分	<input type="checkbox"/> 条例第10条第1項の規定による協議会 <input type="checkbox"/> 条例第10条第5項の規定による協議会()
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定しない。
認定しない理由	

第4号様式(第12条関係)

地区まちづくり協議会活動成果報告書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

協議会名 _____
代表者名 _____ (印)

平塚市まちづくり条例第10条第8項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 年 度	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 の 成 果 及 び 課 題	
次 年 度 の 予 定 及 び 方 針	
添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 活動成果がわかる図書 <input type="checkbox"/> その他()

第5号様式(第13条関係)

地区まちづくり協議会認定取消決定通知書

達 番 号
年 月 日

協議会名
代表者名 様

平塚市長 氏名 印

平塚市まちづくり条例第10条第12項の規定により、次のとおり地区まちづくり協議会の認定を取り消しましたので、通知します。

協議会の名称	
取消しの理由	

第5号様式の2（第13条の2関係）

地区まちづくり協議会解散届出書

年　月　日

(提出先)

平塚市長

協議会名

代表者名

印

平塚市まちづくり条例第10条第13項の規定により地区まちづくり協議会を解散した
いので、次のとおり届け出ます。

解散の理由

備考

第6号様式(第15条関係)

地区まちづくり計画認定申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

協議会名
住 所
氏 名 (印)
電話番号 ()

平塚市まちづくり条例第11条第5項の規定により、次のとおり申請します。

地区まちづくり 計画の名称	
対象区域	平塚市
面 積	m ²
策定の理由 及び目的	
地区まちづくり 計画の概要	
添付図書	<input type="checkbox"/> 地区まちづくり計画(計画書、総括図及び計画図) <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 意見書 <input type="checkbox"/> 見解書 <input type="checkbox"/> 条例第11条第2項の規定による手続を実施した経過を記した図書 <input type="checkbox"/> その他()

第7号様式(第17条関係)

地区まちづくり計画認定等決定通知書

指 令 番 号
年 月 日

協議会名
代表者 様

平塚市長 氏 名 印

平塚市まちづくり条例第11条第8項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

地区まちづくり 計 画 の 名 称	
対 象 区 域	平塚市
面 積	m ²
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定しない。
認定しない理由	

第7号様式の2（第17条の2関係）

地区まちづくり計画に係る変更届出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

協議会名

代表者名 

認定を受けた地区まちづくり計画の内容に変更が生じましたので、平塚市まちづくり条例第11条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

地区まちづくり計画の名称	
変更前	
変更後	
変更の理由	
添付図書	

備考

第7号様式の3（第17条の3関係）

地区まちづくり計画廃止届出書

年　月　日

(提出先)

平塚市長

協議会名

代表者名

平塚市まちづくり条例第11条第6項の規定により認定された地区まちづくり計画を廃止したいので、同条例第11条第10項の規定により次のとおり届け出ます。

地区まちづくり計画の名称	
対象区域	平塚市
面積	m ²
廃止の理由	

備考

第8号様式(第18条関係)

都市計画提案事前届出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____ ()
提案資格 _____

平塚市まちづくり条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

提案を検討する 都市計画の種類	
提案を検討する 区 域	平塚市
面 積	m ²
提案を検討する 理由及び目的の 概 要	
提案を検討する 内 容 の 概 要	
添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 都市計画の素案(計画書、総括図及び計画図) <input type="checkbox"/> 法第21条の2に規定する提案できる者であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 都市計画提案区域内に存する全ての土地を含む公図の写し <input type="checkbox"/> 都市計画の決定又は変更を提案する理由を記した書面 <input type="checkbox"/> まちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書 <input type="checkbox"/> 周辺環境等への影響に関する検討書 <input type="checkbox"/> その他()

第8号様式の2（第18条の2関係）

都市計画提案の事前届出に関する助言書

文 書 番 号

年 月 日

..... 様

平塚市長 氏 名 印

年 月 日付けで受け付けました次の都市計画提案の事前届出について、平塚市まちづくり条例第16条第3項の規定により、次のとおり助言します。

提案を検討した 都市計画の種類	
提案を検討した区域	平塚市
面 積	m ²
助 言 事 項	

第9号様式(第19条関係)

都市計画提案書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____ ()
 提案資格 _____

平塚市まちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり提出します。

都市計画の種類	
都市計画の名称	
提 案 区 域	平塚市
面 積	_____ m ²
提 案 の 理 由 及び目的の概要	
提 案 内 容 の 概 要	
添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 都市計画の素案(計画書、総括図及び計画図) <input type="checkbox"/> 法第21条の2に規定する提案できる者であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 都市計画提案区域内に存する全ての土地及び建築物の登記事項証明書並びに公団の写し <input type="checkbox"/> 都市計画の決定又は変更を提案する理由を記した書類 <input type="checkbox"/> まちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書 <input type="checkbox"/> 周辺環境等への影響に関する検討書 <input type="checkbox"/> 都市計画提案区域内の法第21条の2第3項第2号に規定する土地所有者等に対する説明経過等を記した書類 <input type="checkbox"/> 都市計画提案区域内の法第21条の2第3項第2号に規定する土地所有者等の同意を得たことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他())

第10号様式(第20条関係)

都市計画提案に関する見解通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

平塚市長 氏 名 国

年 月 日付けで受け付けました次の都市計画提案について、平塚市まちづくり条例第17条第9項の規定により、次のとおり見解を定めましたので通知します。

提案の概要	都市計画の種類	
	都市計画の名称	
	区 域	平塚市
	面 積	m ²
	提案内容の概要	
提案に関する見解	都市計画提案に関する見解	<input type="checkbox"/> 都市計画の決定又は変更をする必要があると認める。 <input type="checkbox"/> 提案を一部変更し、都市計画の決定又は変更をする必要があると認める。 <input type="checkbox"/> 都市計画の決定又は変更をする必要がないと認める。
	当該見解を定めた理由	

第11号様式(第21条関係)

地区計画等の原案申出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____ ()

平塚市まちづくり条例第18条の規定により、次のとおり申し出ます。

地区計画等原案の種類	
地区計画等原案の名称	
地区計画等原案の区域	平塚市
面 積	m ²
申出をする理由及び目的の概要	
地区計画等原案の概要	
添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 地区計画等の原案(計画書、総括図及び計画図) <input type="checkbox"/> 条例第18条の規定による申出ができる者であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案に係る土地の区域内に存する全ての土地及び建築物の登記事項証明書並びに公団の写し <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案を申し出る理由を記した書面 <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案の申出に係る区域内の地区住民に対する説明経過等を記した書面 <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案に係る区域内の地区住民の同意を得たことを証する書面 <input type="checkbox"/> その他()

第11号様式の2（第21条の2関係）

地区計画等の原案の申出に関する見解通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

年 月 日付けで受け付けました次の地区計画等の原案の申出について、平塚市まちづくり条例第18条第3項の規定により、次のとおり見解を定めましたので通知します。

地区 計 画 等 の 原 案 の 概 要	種類	
	名称	
	区域	平塚市
	面積	m ²
地区 計 画 等 の 原 案 に 關 する 見 解	地区計画等の原案 に関する見解	<input type="checkbox"/> 地区計画等の決定又は変更をする必要があると認める。 <input type="checkbox"/> 地区計画等の決定又は変更をする必要がないと認める。
	当該見解を定めた 理由	

第12号様式(第22条関係)

地区計画等の原案事前届出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____ ()
提案資格 _____

平塚市まちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

申出を検討する地区計画等の種類	
申出を検討する地区計画等の名称	
申出を検討する区域	平塚市
面 積	m ²
申出を検討する理由及び目的の概要	
申出を検討する地区計画等の概要	
添付図書	<input type="checkbox"/> 地区計画等の原案(計画書、総括図及び計画図) <input type="checkbox"/> 申出ができる者であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案に係る土地の区域内に存する全ての土地を含む公図の写し <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案を申し出る理由を記した書面 <input type="checkbox"/> その他()

第12号様式の2（第22条の2関係）

地区計画等の原案の申出に係る事前届出に関する助言書

文 書 番 号

年 月 日

様

平塚市長 氏名 印

年 月 日付けで受け付けました次の地区計画等の原案の申出に係る事前届出について、平塚市まちづくり条例第19条第3項の規定により、次のとおり助言します。

申出を検討した 地区計画等の種類	
申出を検討した 地区計画等の名称	
申出を検討した区域	平塚市
面 積	m ²
助 言 事 項	

第13号様式(第23条関係)

地区計画等の原案に係る意見書に対する見解書

文 書 番 号
年 月 日

平塚市長 氏 名

地区 計 画 等 の 原 案 の 概 要	種類	
	名称	
	区域	平塚市
	面積	m ²
意見書の概要		見解

第14号様式(第24条関係)

都市計画決定等に係る意見書に対する見解書

文 書 番 号
年 月 日

平塚市長 氏 名

都市計画の案の 名 称	
----------------	--

意見の要旨	見 解

第15号様式(第25条関係)

大規模土地取引行為届出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

平塚市まちづくり条例第24条第1項の規定により、大規模土地取引行為について次のとおり届け出ます。

契約当事者に関する事項	譲渡人	住 所							
		氏 名							
		電話番号							
	譲受人	住 所							
		氏 名							
		電話番号							
		業 種							
	契 約 態 様		(<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他)の(<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定)						
	契約締結予定年月日		年 月 日						
	主な土地利用目的								
土地に関する事項	番号	地 番		地 目		面 積(m ²)			
				登記簿	現 況	登記簿(m ²)	実測(m ²)		
		1							
		2							
		3							
		4							
	5								
	合 計 筆					計 m ²	計 m ²		
	番号	利用の現況		届出に係る所有権以外の権利					
				所有権		所有権以外の権利			
		所有者の住所	所有者の氏名	種 別	内 容	権利者の住所	権利者の氏名		
		その他の工作物に存する建築物に関する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利		移転又は設定に係る権利以外の権利	
	種別					内容	所 有 権		所 有 権 以 外 の 権 利
所有者の住所							所有者の氏名	種別	内 容
添付図書	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 近隣の土地を含む対象地の公図の写し <input type="checkbox"/> その他()								

第16号様式(第28条関係)

開発基本計画書	押印欄				
年 月 日					
(提出先) 平塚市長					
(事業者)住 所 氏 名 印 電話番号 ()					
(代理人)住 所 氏 名 印 電話番号 ()					
平塚市まちづくり条例第27条第1項の規定により、関係図書を添えて提出します。					
開発事業の名称					
開発区域の場所 平塚市					
開 發 区 域 面 積 m² 開 發 事 業 種 別 第 种 開 發 事 業					
区 域 区 分 等 <input type="checkbox"/> 市街化区域(地域) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
建 蔽 率 % 容 積 率 %					
高 度 地 区 <input type="checkbox"/> 有(第 种高度地区) <input type="checkbox"/> 無					
開 發 事 業 の 概 要	宅地 分譲	区 画 数			
		区 画 面 積	最 大 m²	最 小 m²	
	建築物用途				
	上記 以外	階 数	地上 階、地下 階	高 さ	m
		棟 数	棟	戸 数	戸
		工 事 種 别	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> その他()		
	延 ベ 面 積	計画部分 m²	既存部分 m²	合 计 m²	
担 当 者 の 氏 名 連 絡 先 電話番号 ()					
工 事 期 間 着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日					
<input type="checkbox"/> 開発区域の案内図 <input type="checkbox"/> 開発区域の現況図 <input type="checkbox"/> 開発区域の公図写し <input type="checkbox"/> 土地利用計画図(配置図) <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図 <input type="checkbox"/> 予定建築物の立面図 <input type="checkbox"/> 予定建築物の面積表 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> 開発区域及びその周辺の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> その他()					
※太枠内のみ記入してください。			開発事業番号 第 号		

第17号様式(第29条関係)

90cm以上

開 発 事 業 計 画 板						
開発事業の名称						
開発区域の場所	平塚市					
開発区域面積		m ²	開発事業の種別	第 種開発事業		
用途地域	地域					
高 度 地 区	<input type="checkbox"/> 有(第 種高度地区)		<input type="checkbox"/> 無			
開発事業の概要 上記以外	宅地分譲	区 画 数				
		区 画 面 積	最大	m ²	最小	m ²
	建築物用途					
	構 造					
	階 数	地上 階、地下 階		高さ	m	
	棟 数			棟	戸数	戸
	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> その他()				
	計画建築面積		m ²	計画延べ面積	m ²	
	既存建築面積		m ²	既存延べ面積	m ²	
	合計建築面積		m ²	合計延べ面積	m ²	
事 業 者	(住所) (氏名) 電話番号 ()					
代 理 人	(住所) (氏名) 電話番号 ()					
工 事 施 工 者	(住所) (氏名) 電話番号 ()					
計画板設置年月日	年 月 日	開発基本計画書提出日		年 月 日		
この計画板は、平塚市まちづくり条例第28条第1項又は第7項の規定に基づき設置するものです。						

90cm
以上

第18号様式(第29条関係)

開発事業計画板設置届出書	押印欄
年　月　日	
(提出先) 平塚市長	
(事業者)住　所 氏　名　　㊞ 電話番号　(　　)	
(代理人)住　所 氏　名　　㊞ 電話番号　(　　)	
平塚市まちづくり条例第28条第1項又は第7項の規定により、開発事業計画板を設置したので、同条第1項の規定により届け出ます。	
開発事業の名称	
開発区域の場所	平塚市
開発区域面積	m ²
開発事業の目的・用途	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> その他(　　)
開発事業の種別	第一種開発事業
計画板設置日	年　月　日
近隣住民への説明会予定日	年　月　日
説明会開催場所	
添付図書	<input type="checkbox"/> 設置した当該看板を撮影した遠景と近景の写真
※太枠内のみ記入してください。	
開発事業番号	第　　号

第19号様式（第30条関係）

説明会報告書	押印欄	
年　月　日		
(提出先)		
平塚市長		
(事業者) 住　所		
氏　名	㊞	
電話番号	(　　)	
(代理人) 住　所		
氏　名	㊞	
電話番号	(　　)	
平塚市まちづくり条例第28条第3項若しくは第6項又は第32条第4項の規定により、次のとおり提出します。		
開発事業の名称		
開発区域の場所	平塚市	
開発区域面積	m^2	
説　明　会	開催日時	年　月　日　時　分　(第　回目)
	開催場所	
	事業者側	
	出席者名	
	近隣住民等	説明対象者　人
出席状況	説明会出席者　人	
添付図書		
備考		
※太枠内のみ記入してください。		
	開発事業番号　第　号	

近隣住民等との質疑・応答		
近隣住民等 住所氏名	質問・要望等	回答・対策等
(注)		

				押印欄		
開発事業事前協議書				年　月　日		
(提出先) 平塚市長						
平塚市まちづくり条例第31条第1項の規定により、協議をしたいので、関係図書を添えて提出します。						
事業者等	事業者	住所	氏名	印	担当者 電話番号	
	代理人	住所	氏名	印	担当者 電話番号	
	開発事業	名称	開発区域面積	m ²		
開発事業	場所	平塚市				
	地目	開発事業の種別	第一種開発事業			
都市計画	開発許可	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	防火指定	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域	<input type="checkbox"/> 指定なし	
	地域地区等	<input type="checkbox"/> 用途地域(地域) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 高度地区(第種高度地区) <input type="checkbox"/> 地区計画(地区)		建蔽率	%	
道路・排水関係	接道及び道路幅員	<input type="checkbox"/> 国道号(幅員m) <input type="checkbox"/> 県道号(幅員m) <input type="checkbox"/> 市道号線(幅員m)	<input type="checkbox"/> 開発道路(幅員m) <input type="checkbox"/> 位置指定道路(幅員m) <input type="checkbox"/> その他(幅員m)			
	排水処理	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()	放流先	<input type="checkbox"/> 道路内排水管 <input type="checkbox"/> 水路・河川 <input type="checkbox"/> 農業用水路 <input type="checkbox"/> その他()		
宅地・建築物等の施設の概要	上記以外の場合	宅地分譲	区画数			
		区画面積	最大	m ²	最小	m ²
		建築物用途			構造	
		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 用途変更		<input type="checkbox"/> その他	
		階数	地上	階	地下	階
		高さ	最高	m	軒高	m
		建蔽率	%	容積率	%	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		棟数	棟	一般世帯	戸	ワンルーム
住戸規模	最大	m ²	最小	m ²		
附属建築物	<input type="checkbox"/> 有()				<input type="checkbox"/> 無	
工事期間	着手予定日	年　月　日	完了予定日	年　月　日		
受付	年　月　日	開発事業番号	第　号	協議完了	年　月　日	

※太枠内の記入ください。

開 発 事 業 の 整 備 基 準 等	公共施設及び公益施設の整備等	隅切り	<input type="checkbox"/> 整備する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		開発区域内道路	<input type="checkbox"/> 整備する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		前面道路	<input type="checkbox"/> 拡幅整備する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 改修する。 <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		歩道空間	<input type="checkbox"/> 整備する。 <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		公共共用樹	<input type="checkbox"/> 新規設置する。 <input type="checkbox"/> 既存改修する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		公園等	<input type="checkbox"/> 設置する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		消防栓	<input type="checkbox"/> 設置する。(基) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		防火水槽	<input type="checkbox"/> 設置する。(m ³) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		消防活動場所	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		緊急離着陸場	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		農業用施設等	<input type="checkbox"/> 設置する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		ごみステーション	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		集会所	<input type="checkbox"/> 設置する。(m ²) (算定: 設置面積≥戸数×0.6m ²) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		公共施設用地	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		敷地内の緑化	緑化率(緑化面積) (%) (m ²)	
		駐車施設	自動車駐車場 敷地内 台 敷地外 台 自動二輪車駐車場 台 自転車駐輪場 台	
		文化財の保護	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地内(縁辺から100m以内含む) <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地外	
		テレビ電波障害	<input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> 不要	
		土砂の搬入・搬出	<input type="checkbox"/> 有(搬入 m ³ ・搬出 m ³) <input type="checkbox"/> 無	
※共通して提出する図書				
<input type="checkbox"/> 1 開発区域の案内図				
<input type="checkbox"/> 2 開発区域の現況図				
<input type="checkbox"/> 3 開発区域の公団の写し				
<input type="checkbox"/> 4 求積図(敷地)				
<input type="checkbox"/> 5 土地利用計画図(配置図)				
□6 排水計画平面図				
<input type="checkbox"/> 7 境界確定図の写し				
<input type="checkbox"/> 8 現況写真				
<input type="checkbox"/> 9 その他()				
添付図書				
<input type="checkbox"/> 1 造成計画平面図				
<input type="checkbox"/> 2 給水計画平面図				
<input type="checkbox"/> 3 造成計画断面図				
<input type="checkbox"/> 4 排水計画縦断面図				
<input type="checkbox"/> 5 道路縦横断面図				
<input type="checkbox"/> 6 構造物詳細図				
※建築を行う行為を伴う場合に提出する図書				
<input type="checkbox"/> 1 予定建築物の面積表				
<input type="checkbox"/> 2 予定建築物の平面図				
<input type="checkbox"/> 3 予定建築物の立面図				
<input type="checkbox"/> 4 予定建築物の断面図				
<input type="checkbox"/> 5 日影図				

第21号様式(第34条関係)

事前協議通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

年 月 日付けで事前協議書の提出があった次の開発事業は、平塚市まち
づくり条例第34条第1項の規定により、協議すべき事項がありましたので次のとおり通知し
ます。については、これに基づき、各関係部課と協議調整を行ってください。

開 発 事 業 の 名 称			
開 発 区 域 の 場 所	平塚市		
事 業 者 の 住 所 及 び 氏 名			
開 発 区 域 面 積	m ²	開 発 許 可	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
開発事業の目的・用途	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> その他()		
協 議 す べ き 事 項	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		

開発事業申請書			押印欄			
年 月 日						
(提出先) 平塚市長						
平塚市まちづくり条例第35条第1項の規定により、申請をしたいので、関係図書を添えて提出します。						
事業者等	事業者	住所	氏名	印	担当者 電話番号	
	代理人	住所	氏名	印	担当者 電話番号	
	開発事業	名称	開発区域面積	m ²		
開発事業	場所	平塚市				
	地目	開発事業の種別	第 種開発事業			
都市計画	開発許可	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	防火指定	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
	地域地区等	<input type="checkbox"/> 用途地域(地域) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 高度地区(第 種高度地区) <input type="checkbox"/> 地区計画(地区)			建蔽率	%
				容積率	%	
道路・排水関係	接道及び道路幅員	<input type="checkbox"/> 国道 号(幅員 m) <input type="checkbox"/> 県道 号(幅員 m) <input type="checkbox"/> 市道 号線(幅員 m)	<input type="checkbox"/> 開発道路 (幅員 m) <input type="checkbox"/> 位置指定道路(幅員 m) <input type="checkbox"/> その他(幅員 m)			
	排水処理	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()		放流先	<input type="checkbox"/> 道路内排水管 <input type="checkbox"/> 水路・河川 <input type="checkbox"/> 農業用水路 <input type="checkbox"/> その他()	
宅地・建築物等の施設の概要	上記以外の場合	区画数				
		区画面積	最大	m ²	最小	m ²
		建築物用途			構造	
		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他			
		階数	地上	階	地下	階
		高さ	最高	m	軒高	m
		建蔽率	%	容積率	%	
			計画部分	既存部分	合計	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
棟数	棟	一般世帯	戸	ワンルーム	戸	
住戸規模	最大	m ²	最小	m ²		
附属建築物	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無					
工事期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日				
受付	年 月 日	開発事業番号 第	号	協議完了	年 月 日	

※太枠内の記入ください。

開 発 事 業 の 整 備 基 準 等	公共施設及び公益施設の整備等	隅切り	<input type="checkbox"/> 整備する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		開発区域内道路	<input type="checkbox"/> 整備する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		前面道路	<input type="checkbox"/> 拡幅整備する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 改修する。 <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		歩道空間	<input type="checkbox"/> 整備する。 <input type="checkbox"/> 整備しない。	
		公共共用樹	<input type="checkbox"/> 新規設置する。 <input type="checkbox"/> 既存改修する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		公園等	<input type="checkbox"/> 設置する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		消防栓	<input type="checkbox"/> 設置する。(基) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		防火水槽	<input type="checkbox"/> 設置する。(m ³) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		消防活動場所	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		緊急離着陸場	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		農業用施設等	<input type="checkbox"/> 設置する。(□帰属する。□自己管理) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		ごみステーション	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		集会所	<input type="checkbox"/> 設置する。(m ²) (算定: 設置面積≥戸数×0.6m ²) <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		公共施設用地	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	
		敷地内の緑化	緑化率(緑化面積) (%) (m ²)	
		駐車施設	自動車駐車場 敷地内 台 敷地外 台 自動二輪車駐車場 台 自転車駐輪場 台	
		文化財の保護	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地内(縁辺から100m以内含む) <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地外	
		テレビ電波障害	<input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> 不要	
		土砂の搬入・搬出	<input type="checkbox"/> 有(搬入 m ³ ・搬出 m ³) <input type="checkbox"/> 無	
※共通して提出する図書				
<input type="checkbox"/> 1 開発区域の案内図				
<input type="checkbox"/> 2 開発区域の現況図				
<input type="checkbox"/> 3 開発区域の公団の写し				
<input type="checkbox"/> 4 求積図(敷地)				
<input type="checkbox"/> 5 土地利用計画図(配置図)				
※開発行為を伴う場合に提出する図書				
<input type="checkbox"/> 1 造成計画平面図				
<input type="checkbox"/> 2 給水計画平面図				
<input type="checkbox"/> 3 造成計画断面図				
<input type="checkbox"/> 4 排水計画縦断面図				
※建築を行う行為を伴う場合に提出する図書				
<input type="checkbox"/> 1 予定建築物の面積表				
<input type="checkbox"/> 2 予定建築物の平面図				
<input type="checkbox"/> 3 予定建築物の立面図				
<input type="checkbox"/> 4 予定建築物の断面図				
<input type="checkbox"/> 5 日影図				

※

第23号様式(第40条関係)

開発事業工事着手届出書		押印欄
年　月　日		
(提出先) 平塚市長		
(事業者)住　所 氏　名　　　　　　印 電話番号　(　　)		
(代理人)住　所 氏　名　　　　　　印 電話番号　(　　)		
開発事業に関する工事に着手したので、平塚市まちづくり条例第41条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
開　發　事　業　の　名　称		
開　發　区　域　の　場　所 平塚市		
開　發　区　域　面　積 m ²		
開発基準適合承認書又は 開発基準適合再承認書の 交　付　年　月　日 年　月　日		
工　事　着　手　年　月　日 年　月　日		
工事完了予定年月日 年　月　日		
工事施工者住所及び氏名 電話番号　(　　)		
工 事 監 理 者	氏　名	
	連　絡　先 (住所及び電話)	電話番号　(　　)
	緊　急　連　絡　先 (住所及び電話)	電話番号　(　　)
※太枠内のみ記入してください。		開発事業番号 第　号

第24号様式(第40条、第41条関係)

開発事業工事完了届出書 兼完了検査申出書	押印欄
年　月　日	
(提出先) 平塚市長	
(事業者)住　所 氏　名　　　　　　㊞ 電話番号　(　　) (代理人)住　所 氏　名　　　　　　㊞ 電話番号　(　　)	
開発事業に関する工事が完了したので、平塚市まちづくり条例第41条第2項及び第42条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
開　發　事　業　の　名　称	
開　發　区　域　の　場　所	
開　發　区　域　面　積	
開発基準適合承認書又は 開発基準適合再承認書の 交　付　年　月　日	
工　事　完　了　年　月　日	
工事施工者住所及び氏名 電話番号　(　　)	
工 事 監 理 者	住　所　及　び　氏　名
	連　絡　場　所 電話番号　(　　)
検　查　希　望　年　月　日	
添　付　図　書	
※共通して提出する図書 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図(完了図) <input type="checkbox"/> 検査に関する関係各課確認票 ※開発行為を伴う場合に必要な図書 <input type="checkbox"/> 地番目録 <input type="checkbox"/> 公図(写) <input type="checkbox"/> 確定測量図 <input type="checkbox"/> 工事写真	
※　検　查　年　月　日	
※印のある欄は記入しないでください。	
※開発事業番号 第　　号	

第25号様式(第40条関係)

<input type="checkbox"/> 中斷 <input type="checkbox"/> 廃止	届出書	押印欄
年　月　日		
(提出先) 平塚市長		
(事業者)住　所 氏　名 印 電話番号 (　　)		
(代理人)住　所 氏　名 印 電話番号 (　　)		
開発事業に関する工事を <input type="checkbox"/> 中斷 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 するので、平塚市まちづくり条例第41条第2項の規定により次のとおり届け出ます。		
開　發　事　業　の　名　称		
開　發　区　域　の　場　所	平塚市	
開　發　区　域　面　積	m^2	開発許可 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
工事中断又は廃止年月日	年　月　日	
開発基準適合承認書又は開発基準適合再承認書の交付年月日	年　月　日	
中断し、又は廃止する理由		
工　事　の　施　工　状　況		
現　地　の　状　況		
※太枠内のみ記入してください。		
開発事業番号 第　　号		

第26号様式(第41条関係)

完了検査適合承認書

指 令 番 号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

年 月 日付けで完了検査の申出のあった次の開発事業について、平塚市まちづくり条例第42条第2項の規定により工事の検査を行った結果、開発基準適合承認書又は開発基準適合再承認書の内容に適合していたので交付します。

開 発 事 業 の 名 称			
開 発 区 域 の 場 所	平塚市		
事業者の住所及び氏名			
開 発 区 域 面 積	m ²	開 発 許 可	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
開発事業の目的・用途	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> その他()		
開発基準適合承認書又は開発基準適合再承認書の交付年月日	年 月 日		
完了検査実施年月日	年 月 日		

第27号様式(第41条関係)

指示書

指 令 番 号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名

年 月 日付けで完了検査の申出のあった次の開発事業について、開発基準適合承認書又は開発基準適合再承認書の内容に適合していないので、平塚市まちづくり条例第42条第2項の規定により、次のとおり是正すべき内容を記載し、交付します。

開 発 事 業 の 名 称			
開 発 区 域 の 場 所	平塚市		
開 発 区 域 面 積	m ²	開 發 許 可	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不 要
開発事業の目的・用途	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> その他()		
事業者の住所及び氏名			
適 合 し て な い と 認め る 理 由			
是 正 内 容			
開発基準適合承認書又は 開発基準適合再承認書の 交 付 年 月 日	年 月 日		
完 了 検 査 実 施 年 月 日	年 月 日		
是 正 完 了 期 限	年 月 日		

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

第28号様式(第44条関係)

建築確認申請に係る届出書		押印欄
年　月　日		
(提出先) 平塚市長		
(事業者)住　所 氏　名　　印 電話番号　(　　)		
平塚市まちづくり条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
代　理　人	住　所 氏　名　　印 電話番号　(　　)	
開　発　事　業　の　名　称		
開　発　区　域　の　場　所	平塚市	
予　定　確　認　申　請　先	<input type="checkbox"/> 平塚市 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関(名称)	
建　築　物　の　用　途		
建　物　概　要	延べ面積　　m ² 、　最高の高さ　　m 地上　階、地下　階、構造　　造	
特　記　事　項		
添　付　図　書	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 近隣報告書	

※太枠内のみ記入してください。

第29号様式(第53条関係)

緑化計画書		押印欄																																																	
		年 月 日																																																	
(提出先) 平塚市長		事業主住所.....																																																	
		団体名.....																																																	
		電話番号 (.....)																																																	
		代表者名 																																																	
<p>平塚市まちづくり条例施行規則第53条第2項の規定により事業場等の建設に伴う緑化計画を作成したので提出します。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業場等の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事 業 内 容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>敷地面積 [A]</td> <td></td> <td>緑地面積率 [C/A]</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>既存緑地面積 [B]</td> <td></td> <td>建築物等面積 (申請分を含む。) [E]</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>計画達成後の 緑地面積 [C]</td> <td></td> <td>植栽予定期</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>主要な樹種 及 び 数 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>添 付 書 類</td> <td colspan="3">緑化計画図 付近見取図</td> </tr> <tr> <td>特 記 事 項</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>受付年月日</td> <td>・ ・</td> <td>担当課審査</td> <td>適 否</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>緑化協定の締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有 無</td> </tr> </table>				事業場等の名称				所 在 地				事 業 内 容				敷地面積 [A]		緑地面積率 [C/A]	%	既存緑地面積 [B]		建築物等面積 (申請分を含む。) [E]	m ²	計画達成後の 緑地面積 [C]		植栽予定期	年 月	主要な樹種 及 び 数 量				添 付 書 類	緑化計画図 付近見取図			特 記 事 項				受付年月日	・ ・	担当課審査	適 否				緑化協定の締結				有 無
事業場等の名称																																																			
所 在 地																																																			
事 業 内 容																																																			
敷地面積 [A]		緑地面積率 [C/A]	%																																																
既存緑地面積 [B]		建築物等面積 (申請分を含む。) [E]	m ²																																																
計画達成後の 緑地面積 [C]		植栽予定期	年 月																																																
主要な樹種 及 び 数 量																																																			
添 付 書 類	緑化計画図 付近見取図																																																		
特 記 事 項																																																			
受付年月日	・ ・	担当課審査	適 否																																																
			緑化協定の締結																																																
			有 無																																																

第30号様式(第53条関係)

緑化計画植栽完了報告書					
年　月　日					
(提出先) 平塚市長					
住 所 事業主団体名 _____ 代表者名 _____ 印 _____ 電話番号 _____ () _____					
住 所 代理 人 氏 名 _____ 電話番号 _____ 印 _____ () _____					
平塚市まちづくり条例施行規則第53条第2項に基づく緑化計画について、次のとおり完了したので報告します。					
記					
1 植栽完了年月日	年　月　日				
2 事業場等の名称					
3 所 在 地					
4 事 業 内 容					
5 現場調査希望年月日	年　月　日				
6 緑化計画の変更	<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし		
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取図 ※□緑化計画書　※□緑化計画図 (※…変更ありの場合)				
受付年月日	・ ・	現調年月日	・ ・	完結年月日	・ ・

第31号様式(第53条関係)

緑化協議書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所 _____

氏 名 _____ ()

電話番号 _____ ()

事業場等緑化推進事業を実施するに当たり、平塚市まちづくり条例施行規則第53条第4項に基づいて協議をしたいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

1 事業場等の事業内容

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 代表者
- (4) 緑化担当部(課)
- (5) 担当者 電話番号 ()
- (6) 事業内容(主な製造製品)

2 申出の理由

現 存 新 設

敷地の利用状況の変更

- 増設及び改築
- 敷地区画形質の変更
- 敷地面積の拡張

3 事業場の現況

種別	敷地面積 A	建築面積 B	空地面積 C	空地率 C/A	既存緑地 D	緑地率
既設	m ²	m ²	m ²	%	m ²	%
新設	m ²	m ²	m ²	%	m ²	%
計	m ²	m ²	m ²	%	m ²	%

4 緑化計画

(1) 全体計画(緑地率 %)

区分	期間	面積	緑化内容				主な樹種
			高木	低木	草花	地被類	
既存緑地		m ²	本	本	m ²	m ²	
緑化最終目標	年年～	m ²	本	本	m ²	m ²	
計画緑地	年年～	m ²	本	本	m ²	m ²	

(2) 年次計画

年次	年度	緑化内容						主な樹種
		緑化場所	面積	高木	低木	草花	地被類	
第1年次	年度		m ²	本	本	m ²	m ²	
第2年次	年度		m ²	本	本	m ²	m ²	
第3年次	年度		m ²	本	本	m ²	m ²	
計			m ²	本	本	m ²	m ²	

第32号様式(第53条関係)

緑化完了届書	押印欄							
年　月　日								
(提出先) 平塚市長								
届出者 _____ 住 所 _____ 名 称 _____ 代表者 _____ 								
年　月　日付けで締結した緑化協定に基づいて緑化事業が完了したので次の とおり届け出ます。								
記								
1 緑地率 %								
2 植栽本数 本(高木 本 低木 本)								
3 緑化内容								
年 次	年 度	緑 化 内 容						主な樹種
		緑化場所	面積	高木	低木	草花	地被類	
第1年次	年度		m ²	本	本	m ²	m ²	
第2年次	年度							
第3年次	年度							
計								
受付月日	・ ・	決裁月日	・ ・	現調月日	・ ・	台帳記載		

第32号様式の2 (第63条の2関係)

開発建築物等を維持する者の届出書

押印欄

年 月 日

(提出先)

平塚市長

(事業者等) 住所

氏名

印

電話番号 ()

(代理人) 住所

氏名

印

電話番号 ()

平塚市まちづくり条例第60条の2第1項の規定に基づき、開発建築物等を維持する者として次の者を届け出ます。

開発事業の名称	
開発区域の場所	平塚市
開発区域面積	
新たな事業者等 (維持すべき者)	住所 氏名 印 電話番号 ()
完了検査適合 承認書の交付日	年 月 日

※太枠内のみ記入してください。

開発事業番号 第 号

第33号様式(第65条関係)

開発事業地位承継届出書	押印欄
年　月　日	
(提出先) 平塚市長	
(承継人)住　所	
氏　名	㊞
電話番号	(　　)
(被承継人)住　所	
氏　名	㊞
電話番号	(　　)
平塚市まちづくり条例第64条の規定により、次のとおり届け出ます。	
開　發　事　業　の　名　称	
開　發　区　域　の　場　所	平塚市
開　發　事　業　の　目　的　・　用　途	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> その他(　　)
開　發　区　域　面　積	m ²
開発基準適合承認書又は 開発基準適合再承認書の 交　付　年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日	年　月　日
工事完了予定年月日	年　月　日
権　限　の　取　得　年　月　日	年　月　日
権　原　取　得　の　理　由	
※太枠内のみ記入してください。	
備考	開発事業番号　第　　号

第34号様式(第66条関係)

(表)

身 分 を 示 す 証 明 書		第 号
所属	職名	
氏名	年　月　日生	
上記の者は、平塚市まちづくり条例第67条第1項に規定する立入検査をすることができる者であることを証明する。		
年　月　日		
平　塚　市　長　　氏　名　　印		

(裏)

- 1 本証は、平塚市まちづくり条例第67条第1項の規定による立入検査をする場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 平塚市まちづくり条例第67条第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(用紙 縦6.0センチメートル 横8.5センチメートル)

第35号様式（第65条の2関係）

勧告書

文 書 番 号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

平塚市まちづくり条例第65条第1項又は第2項の規定により、次のとおり勧告します。

記

1 勧告の対象者

2 勧告の対象地

3 勧告の理由

4 勧告する措置

第36号様式（第65条の2関係）

是正命令書

指 令 番 号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

平塚市まちづくり条例第66条第1項の規定により、次のとおり命令します。

記

1 是正命令の対象者

2 是正命令の対象地

3 是正命令の理由

4 是正命令の内容

5 是正の完了期限

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

第1号様式（第8条関係）
第2号様式（第9条、第10条関係）
第2号様式の2（第9条の2関係）
第3号様式（第11条関係）
第4号様式（第12条関係）
第5号様式（第13条関係）
第5号様式の2（第13条の2関係）
第6号様式（第15条関係）
第7号様式（第17条関係）
第7号様式の2（第17条の2関係）
第7号様式の3（第17条の3関係）
第8号様式（第18条関係）
第8号様式の2（第18条の2関係）
第9号様式（第19条関係）
第10号様式（第20条関係）
第11号様式（第21条関係）
第11号様式の2（第21条の2関係）
第12号様式（第22条関係）
第12号様式の2（第22条の2関係）
第13号様式（第23条関係）
第14号様式（第24条関係）
第15号様式（第25条関係）
第16号様式（第28条関係）
第17号様式（第29条関係）
第18号様式（第29条関係）
第19号様式（第30条関係）
第20号様式（第32条関係）
第21号様式（第34条関係）
第22号様式（第35条関係）

第23号様式（第40条関係）

第24号様式（第40条、第41条関係）

第25号様式（第40条関係）

第26号様式（第41条関係）

第27号様式（第41条関係）

第28号様式（第44条関係）

第29号様式（第53条関係）

第30号様式（第53条関係）

第31号様式（第53条関係）

第32号様式（第53条関係）

第32号様式の2（第63条の2関係）

第33号様式（第65条関係）

第34号様式（第66条関係）

第35号様式（第65条の2関係）

第36号様式（第65条の2関係）